訟務担当者ブロック研修

趣旨・目的

労災訴訟の的確な追行のため、主要な勝訴・敗訴判決の要因分析、新件協議に おける留意点及び訴訟対応上の留意事項等を解説するとともに、各局間の情報交 換を行う。

1 最近の判決の動向

別紙「労災行政事件訴訟の推移」を参照

平成26年度10月末 国敗訴10件

(脳心3件、精神5件、石綿1件、高次脳機能障害1件)

平成26年度の敗訴事件をみると、精神事案については、個別の心理的負荷の評価が国の主張と異なったものが多く、脳心事案については、「異常な出来事」に該当する出来事があったと評価される一方、私的リスクファクターがほとんどみられないもの(2件)、また、時間外労働時間の認定が国の主張と異なったものである。

2 勝訴・敗訴要因の分析

(1) 精神障害

ア 「上司からの叱責」、「いじめ、嫌がらせ」の評価

(7) 勝訴

資料1のNo.2、No.3を参照

(1) 敗訴

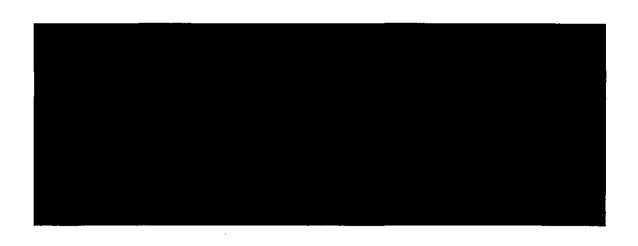
資料1の№.9、№.11を参照

イ 精神障害の発病後の悪化の業務起因性の評価 資料1のNo.5、No.6を参照

「精神障害の労災認定の基準に関する専門検討会報告書」(平成23年11月8日。以下「平成23年検討会報告書」という。) P5~6 「既に発病している疾病の悪化の業務起因性

一般に、既に精神障害を発病して治療が必要な状態にある者(したがって、過去に精神障害を発病したが既に治ゆしている者とは異なる)は、病的状態に起因した思考から自實的・自罰的になり、ささいな心理的負荷に過大に反応するのであり、悪化の原因は必ずしも大きな心理的負荷によるものとは限らない。(略)このような精神障害の特性を考慮すると、悪化の前に強い心理的負荷となる業務による出来事が認められたことをもって、直ちにそれが精神障害の悪化の原因であるとまで判断することは現時点では医学上困難であり、したがって、業務起因性を認めることも困難といわざるを得ない。

本検討会では、これらの事情も勘案し、既に精神障害を発病している労働者本人の要因が業務起因性の判断に影響することが非常に少ない極めて強い心理的負荷があるケース、具体的には「特別な出来事」に該当する出来事があり、その後おおむね6か月以内に精神障害が自然経過を超えて著しく悪化したと医学的に認められる場合については、その心理的負荷が悪化の原因であると推認して、業務起因性を認めるのが適当との結論に至った。」



(2) 脳・心臓疾患

ア 私的リスクファクター

(7) 勝訴

資料1のNo.19を参照

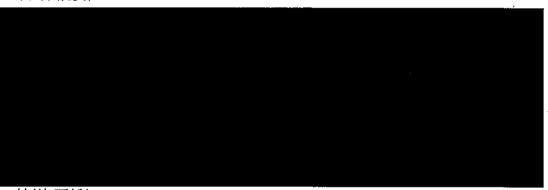


(イ) 敗訴

資料1のNo.21を参照

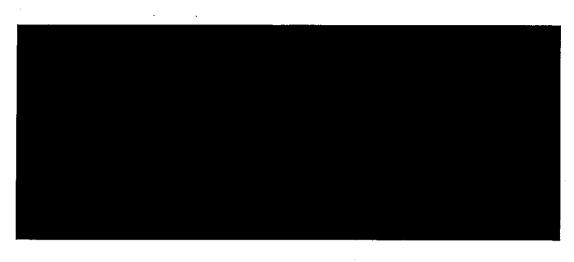


イ 最近の判決例



〈判決要旨〉







〈判決要旨〉

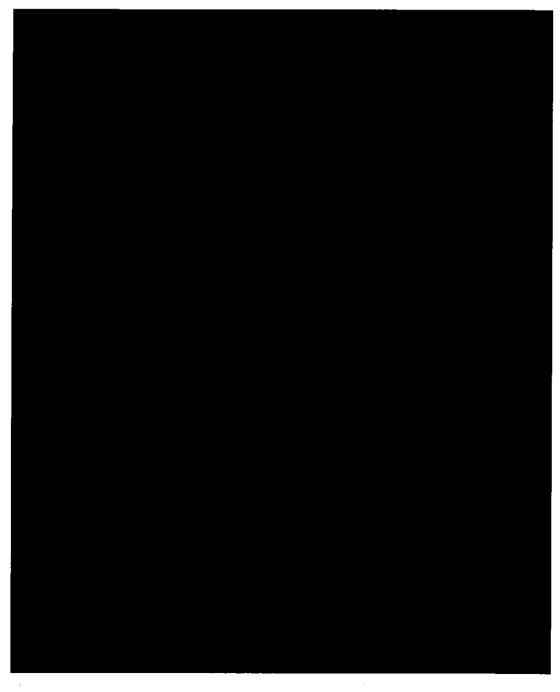


(ウ) 大阪地裁平成 年 月 日判決 (国勝訴) 原告控訴

〈事件概要〉



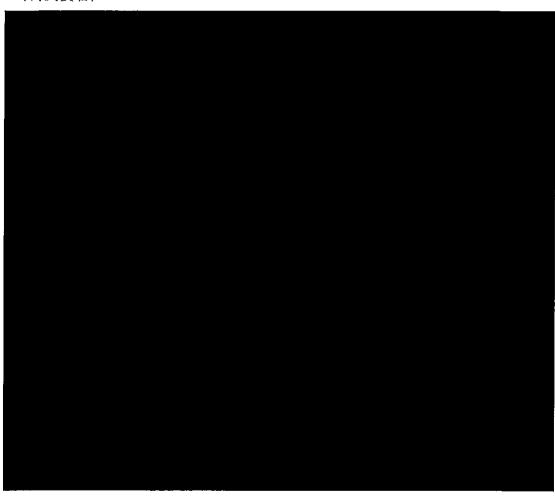
〈判決要旨〉



(3) その他



〈判決要旨〉



- 3 新件協議での留意点
- (1) 新件協議で把握した原処分の問題点
 - ア 調査が不足しているもの
 - (7) 精神障害事案で、具体的な出来事の態様、時期が明らかでない事案
 - (イ) 上肢障害事案で、業務量を明らかにしないまま、医師の意見書を徴し、 当該意見書のみを根拠として業務起因性を否定している事案
 - (ウ) 化学物質による中枢神経障害を訴える事案で、化学物質へのばく露状況 (ばく露作業の内容、頻度等)が明らかでない事案
 - イ 判断手法に誤りがあるもの 精神障害事案で、発病後の出来事を考慮して、心理的負荷の強度を評価している事案
- (2) 新規提訴時における留意点 判断基準(認定基準等)に沿って主張するに当たり、不足する事実関係や判 断の誤り等がないか十分に精査の上、応訴方針を検討する。
- 4 訴訟を意識した原処分時の対応 資料2を参照
- 5 訴訟対応上の留意事項(まとめ)
- (1) 応訴方針の検討に当たっては、原処分の判断に誤り等がある場合には、これ を是正して主張することも念頭に置いて、提訴後早期に十分な検討を行う必要 がある。
- (2) 原処分の事実認定が不十分な場合には、提訴後早期に会社関係者からの聴取等により補充する。
- (3) 脳・心臓疾患事案については、業務の過重性が認められないという主張と併せて、私的リスクファクターについても、専門医と相談の上、医学意見書に基づき十分に主張する。

労災行政事件訴訟の推移

	判 決 結 果		提訴件数	係争件数		
	国側勝訴	国側敗訴	合 計	勝訴率	TEN-1-LEX	麻子1十数
平成 16年度	6 2	6 ·	6 8	91%	40	7 8
うち脳・心臓	1.0	4	1.4	71%	6	21
平成 17年度	5 1	7	5 8	50% 88%	8 9	128
5 5 M C C						
うち精神障害	2		8	67%	22	28
平 成 18 年 度	66	1 7	8 3	80%	8 1	1 4 9.
うち脳 心臓	19 3	7 6	26 9	73% 88%	2.3 1.7	45 37
平成 19 年度	8 5	2 1	106	80%	9 3	174
うち脳・心臓 うち精神障害	18 10	8 9	2.6 1.9	69% 53%	2.4 1.7	52 41
平 成 20 年·度	113	18	131	86%	1 1 1	227
うち脳・心臓 うち精神障害	26 23	10 4	96 27	72% 85%	19 34	5 1 6 7
平成 21 年度	1 5 1	1 9	170	89%	1 2 6	265
5ち脳・心臓 5ち精神障害	27 39	7	84 46	79% 85%	2 C 3 7	5.0 8.0
平成 22 年度	149	23	172	87%	117	274
うち脳・心臓 うち精神障害	23 41	5 9	28 50	82% 82%	9 3.7	4.1 7.4
平成 23 年度	170	15	185	92%	137	306
うち脳 心臓 うち精神障害	26 47	(G) (D)	3 I 5 O	84% 94%	13 35	3 6 7 5
平成 24 年度	208	22	230	90%	124	289
55脳・心臓 55精神障害	27 55	2	29 64	93% 86%	12 48	3.3 8.8
平成 25 年度	175	1 4	189	93%	93	256
うち脳・凸臓 うち精神障害	- - - - - - - - - - - - - - - - - - -	O 1	1Б 56	100% 98%	13 35	3.8 8.8
平成 26 年度	7 9	10	8 9	89%	6 2	256
(10月末時点)			14	7 0 %	10	9.8
等	1, 309	5 172	2 4 1 , 481	79% 89%	1,073	
うち脳・心臓 うち精神障害	207 205	53	260 350	80%	1,073 170	

×

訟務担当者ブロック研修 主要判決目次

1 精神障害判決

(1) 勝訴

NO	判決日・裁判所	判決の概要	キーワード
1	平成年年月1日		出来事としての時間
	東京高裁		外労働
	(確定)		新認定基準の合理性
2	平成■年■月■日		発症前6か月より前
	岐阜地裁		からの長時間労働
	平成工年三月五日		上司の叱責(仕事上の
	名古屋高裁		ミスに対する指導)
	上告審係属中		
_			
3	平成■年■月■日		上司によるいじめ・
	大阪地裁		嫌がらせ
	平成■年■月■日		,
	大阪高裁		
	上告審係属中		
4	平成■年■月■日		からの暴行によ
	東京地裁 平成■年■月■日		SPTSD'
	東京高裁		発病後の私的旅行
	「平成 ■ 年■月■日	•	,
	最高裁(確定)		
	t .		
5	平成■年■月■日		の自殺
	大阪地裁		精神障害発病後の悪
	控訴審係属中		化
i			
6	平成■年■月■日		精神障害発病後の悪
J	最高裁(確定)		化
	双向效(唯处)		L
İ			

(2) 敗訴

NO	判決日・裁判所	判決の概要	キーワード
7	平成 年 月 日		出来事後の恒常的な
	大阪高裁		長時間労働
			漏水調査・補修工事の
			過重性

8	平成■年■月■日		拘束時間
	東京地裁		極度の長時間労働
			. ,
9	平成■年■月■日		出来事が繰り返され
	新潟地裁		る場合の心理的負荷
			の評価期間
			ノルマ未達成
			叱責の繰り返し
10	平成 年 月 日		退職の強要による心
	大阪高裁		理的負荷
			•
. 11			学! (Anb. 丰
11	中 以■ 中■月■日 鳥取地裁		厳しい��責
	<i>™ 11X 1- 10 35</i> X		
12	平成■年■月■日		労働災害による入院生
	福井地裁		活
			疼痛性障害
13	平成█年▋月█日		帰宅途中のひったく
	大阪高裁		りによる心理的負荷
14	平成■年■月■日		左示指の一部切断、
	京都地裁		適応障害
	,		

15	平成 年 月 日	労災請求の約12年前に
	東京高裁	発病した精神障害
	(逆転敗訴)	
<u> </u>		

2 脳・心臓疾患事案判決

(1) 勝訴

NO	判決日・裁判所	判決の概要	キーワード
1	平成■年■月■日		社員旅行の業務遂行
Į.	静岡地裁		性
	平成 年 月 1		
	日(確定)		70, 1-45 C 4. 17 1, 11-46
17	平成■年■月■日		発症前6か月より前
	東京高裁		の過重性の評価
	最高裁係属中		蓄積された疲労の解
			消
	·		逆転勝訴
18	平成■年■月■日		発症前6か月より前
	神戸地裁		の長時間労働
	(確定)		疲労の回復
19	平成 年 月 日		多数回の出張
	東京地裁		リスクファクター
	平成■年■月■日		
	東京高裁(確定)		
20	平成■年■月■日		熱中症
	福岡地裁		狭心症
	控訴審係属中		

(2) 敗訴

NO	判決日・裁判所	判決の概要	キーワード
21	平成量年三月三日		時間外労働時間数
	東京地裁		80 時間以内
			精神的緊張

22	平成一年一月一日	心房細動
	東京地裁	上腸間膜動脈閉塞
		不整脈による血栓
		の形成

3 石綿関連疾患事案判決

(1) 勝訴

NO	判決日・裁判所	判決の概要	キーワード
	平成 年 月 日		石綿びまん性胸膜肥
	干葉地裁		厚による肺機能障害
	(確定)		%肺活量の値と動脈
			血酵素分圧の値との
		·	不整合
24	平成■年■月■日		石綿肺
	宮崎地裁		顕微鏡的多発血管
	平成 年 月 日		炎
	福岡高裁宮崎支部		
25	平成■年■月■日		石綿肺
	大分地裁		間質性肺炎
	控訴審係属中		
26	平成 年 月 日		石綿肺がん
	神戸地裁		 胸膜プラーク
	控訴審係属中		
	. 13世代 (1945) 1017 (1945) 1		

(2) 敗訴

NO	判決日・裁判所	判決の概要	キーワード
27	平成 年 月 日 日 静岡地裁		確定診断のない中皮腫
28	平成 年 月 日 日東京地裁		石綿肺がん 同僚に胸膜プラー クが認められた事 例

29	平成 年 月 日 宮崎地裁	ブレーキライニン グ交換作業 石綿肺
30	平成 年 月 日 東京高裁	石綿肺がん クリソタイルの長 期ばく露

4 高次脳機能障害 (TBI、MTBI) 事案判決 (勝訴)

NO	判決日・裁判所	判決の概要	キーワード
31	平成■年■月■日		高次脳機能障害
	東京高裁		мтві
	平成五年五月五日		
	最高裁(確定)		
32	平成五年月日		高次脳機能障害
	東京高裁		мтві
	上告審係属中		
33	平成五年五月五日		高次脳機能障害
	東京高裁		,
	(確定)		,
	. ,		
L			

5 脳脊髓液漏出症事案判決

(1) 勝訴

NO	判決日・裁判所	判決の概要	キーワード
34	平成■年■月■日		脳脊髄液減少症
	広島高裁岡山支部		
	(確定)		<u>.</u>

(2) 敗訴

NO	判決日・裁判所	判決の概要	キーワード
35	平成五年五月五日		脳脊髄液漏出症
	和歌山地裁		四肢麻痺
	控訴審係属中		

6 受動喫煙・化学物質過敏症事案判決(勝訴)

NO	判決日・裁判所	判決の概要	キーワード
36	平成五年月1日日		受動喫煙
	東京地裁		平均的労働者
	(確定)		
37	平成■年■月■日		受動喫煙
	東京地裁		肺がん
	(確定)		
38	平成五年二月五日		トルエン
	大阪高裁		化学物質過敏症
	(確定)		

7 上肢障害判決

(1) 勝訴

NO	判決日·裁判所	判決の概要	キーワード
39	平成年年月日日		頸肩腕症候群
	東京地裁		パソコン作業
-	(確定)		,

(2) 敗訴

NO	判決日・裁判所	判決の概要	キーワード
40	平成五年五月五日		上肢障害(頸椎症性
-	東京地裁		脊髄症)、腰痛 (
			鉄製工具の形状と
			作業態様による負
			荷
41	平成五年五月五日		
	東京地裁		頚肩腕障害
	ļ		上肢等への負担
42	平成五年五月五日		腱板断裂
	千葉地裁		リハビリの効果
	ļ		

8 腰痛判決 (勝訴)

NO	判決日·裁判所	判決の概要	キーワード
43	平成 年 月 日 日 大阪高裁		身体障害を有する 労働者
	上告審係属中		平均的労働者基準

9 振動障害判決(敗訴)

NO	判決日・裁判所	判決の概要	キーワード
44	平成五年五月五日		振動障害
	高知地裁		皮膚温の中等度異
			常の評価

10 労働者性事案判決

(1) 勝訴

NO	判決日・裁判所	判決の概要	キーワード
45	平成 年 年月		労働者性
	福岡高裁(確定)		業務執行権

(2) 敗訴

NO	判決日・裁判所	判決の概要	キーワード
46	平成四年四月四日		本社課長の管理監
	福岡地裁		督者性
			,

11 認定基準によらない疾病(長時間労働等)事案判決(勝訴)

NO	判決日・裁判所	判決の概要	キーワード
47	平成 年 月 日 東京高裁 平成 年 月 日 日 最高裁(確定)		著しい長時間労働 慢性骨髄性白血病 高度の蓋然性の証 明
48	平成 年 月 日 東京高裁 平成 年 月 日 日 最高裁(確定)		原発性肝がん海外出張
49	平成 工 年 一 月 一 日 大阪地裁 控訴審係属中		化学物質(ジアニシ ジン等) 口腔がん
50	平成 五 年 五 月 五 日 大阪地裁 控訴審係属中		糖尿病 長時間労働

12 二重就労事案判決 (勝訴)

NO	判決日・裁判所	判決の概要	キーワード
51	平成 年 月 日		二重就労
	東京高裁平成一年日		平均賃金(給付基礎)
	最高裁(確定)		日額)の合算
52	平成五年五月五日		二重雇用
	東京高裁		労働時間の合算
			·

13 その他

NO	判決日·裁判所	判決の概要	キーワード
53	平成■年■月■日		じん肺症と急性心筋
	東京地裁		梗塞
	上告審係属中		治療機会の喪失
1 .			į
54			労災認定事業場名
	大阪高裁		情報公開法
	平成五年五月五日		不開示情報
	最高裁(確定)		逆転勝訴
55	平成五年月1日		RSD(CRPS type I)
	横浜地裁、		DVD 映像
			;
56	平成五年二月二日		騒音性難聴
	熊本地裁		時効の起算点

〇〔精神4〕 平成 年 月 日 東京高裁判決 国勝訴(二審確定)
キーワード:出来事としての時間外労働、新認定基準の合理性
1 事件の概要
2 判決要旨 (1) 一審判決(さいたま地方裁判所:平成 年 月 日 (国勝訴))
(1) 一番判決(さいたま地方裁判所:平成 年 年 月 日 (国勝訴)) ア 精神障害の発病時期
イ 業務による心理的負荷 (労働時間以外は略)
ウ 判断指針による判断
(2) 控訴審 (東京高等裁判所:平成 年 月 日 (国勝訴)) ア 認定基準の合理性 (認定基準発出の経緯、認定基準の内容に照らせば合理性が認め
られると判示)
イ 認定基準に基づく検討(新設の80時間超えの時間外労働を出来事として評価しても 心理的負荷の強度は「中」にとどまる)
(い生き) 見可り強反は「中」にととおる)

٠				
i				
1				
ı				
┷,	認定其準に其づく業務制	田李文兰		
		TALLES OF STATE OF ST		

		4
		ı
		ı

勝訴要因

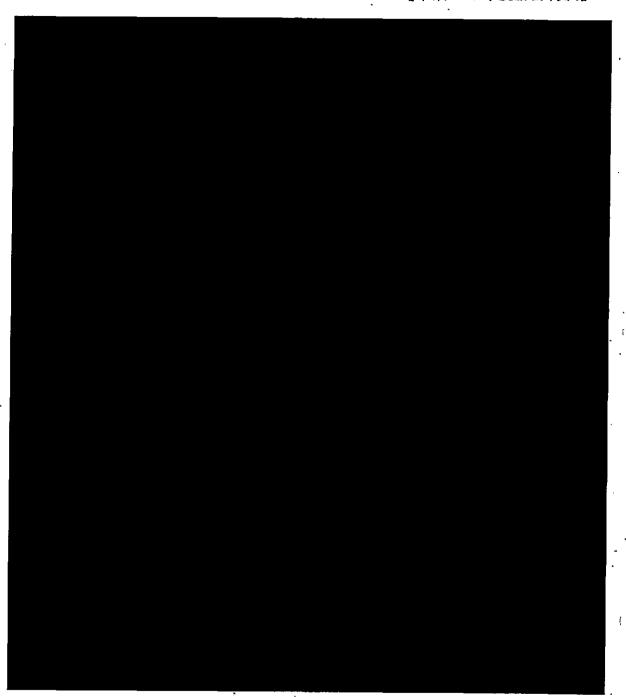
		国の主張が認められたポイント(主張、証拠)
- The state of the	認定基準での主張	
2	療養経過	

С) [精神 4	.j:	平成	年	月	日	岐阜地	也裁判》	央 国	 勝訴	(控訴者	· 译 <u>係争</u> 中	1)	
_												·			
	+-	-ワー	· 13	:発病	前6か	月より	前か	らのナ	長時間的	労働、	上司	の叱責	(仕事」	のミス	<
Ļ				1~次了	する指	學)		•.	<u></u>			······		<u>, </u>	
7	Ą	4件の	概引	Ę			, ,	•						•	
3															
2				(国勝	拆)		•			•			•		
(1)	〈判断	枠	組み〉			•			·					
(2	2)	〈出来	事()評価	対象期	間〉					•	•	·		_
.(3 ■	()	(業務の	の遥	運性 〉	•						_				•
1															

	•				
•					
`					
•					
	161 TAX	,		,	
4)	〈結論〉		•		

3	脱	排要因	
[国の主張が認められたポイント(主張、証拠)
	1	時間外労働 時間数の算 定	
	2	出来事の評 価期間	
	3	上司の叱責 (仕事上の ミスに対す る指導)	

0	[精神3]	平成	年月	日	大阪地裁判	央 国勝訴	(控訴審係	争中)	
丰	<u>ーワード</u>	: 上司	による	いじめ・	嫌がらせ	•	•		
1	事件の概	· 要				•	•		
2 :	判決要旨。 〈判断枠	《国勝訴》 組み〉	l			·			
(2)	〈業務起	因性〉	•				-		•
;									
•									
Ì									



3 勝訴要因

-	•	国の主張が認められたポイント(主張、	証拠)
· 1	上司によるいじめ・		
	嫌がらせの事実		
•			
	•		, and the second se
	*		

〇〔精神2〕	平成 年	月日	東京地裁判決	国勝訴(控訴	· 審係争中)	
キーワード:	からの暴	行によるP	TSD、発病後	の私的旅行		
1 事件の概要	•	•		_		
 2 判決要旨 (1) 〈判断枠組 	み 〉・			· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		
<i>₹</i> .						
•						
(2)〈発症時期)	· · · · · ·			•	_	
				·	<u>.</u>	
(3)〈業務起因	性〉	ч .		•		

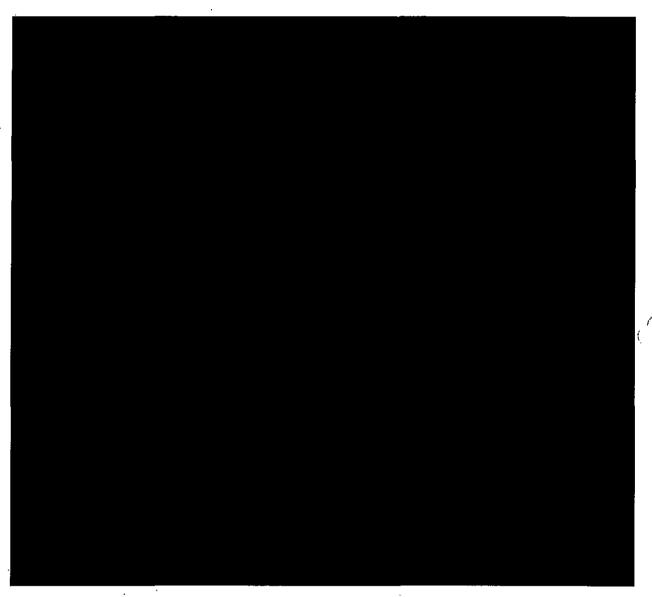
	 <u> </u>	•	•	
				1
				ı
ı				ı
				ı
				ı
				ı
				ı
				į
				l
				ı
ł				ı
				ı
				ı
-				ı
				i
				i
				İ
				İ
				ĺ
				ĺ
				ĺ
4				
				١.

ı				
Υ				٠
- 1				
1				
				ĺ
				-

3___勝訴要因

2	認定基準での主張	
1	療養中の原告の行動の 主張	
		国の主張が認められたポイント(主張、証拠)

キーワード: の自殺 精神障害発病後の悪化 1 事件の概要 2 判決要旨(国際新) (1)(判断枠組み)	C	〇 [精神2] 平成	年		大阪地裁判決	国勝訴	· (控訴審係争中)	
2 判決要旨(国勝訴) (1) 〈判断枠組み〉 (2) 〈発病時期〉								
2 判決要旨(国勝訴) (1) 〈判断枠組み〉 (2) 〈発病時期〉								
2 判決要旨(国勝訴) (1)〈判断枠組み〉		キーワード:	の自殺	精神障害	昇発病後の悪化			
2 判決要旨(国勝訴) (1)(判断枠組み)	1	事件の概要	_	•			· ·	
(1)〈判断枠組み〉	٠.							
(1)〈判断枠組み〉	ĺ							
(2)〈発病時期〉								
(2)〈発病時期〉	1	and the same of th						
(2)〈発病時期〉								
	٠							
	(2)	〈発病時期〉						`
3)〈業務起因性〉	3)	〈業務起因性〉						



2 勝野東田

3	勝語	内安因	
Γ			国の主張が認められたポイント(主張、証拠)
	1.	亡子の勤務状 況及び精神障 害発病後の労 働時間増加の 原因	
A CONTRACTOR OF THE CONTRACTOR	2	精神障害発病 後の悪化の業 務起因性	
Ī			

〇〔精神1〕 平成 年月月 上告不受理 最高裁決定 平成 年■月 日 東京高裁判決 国勝訴 (平成 年三月 日 東京地裁判決 国勝訴 原告控訴) キーワード:精神障害の発病後の悪化 1 事件の概要 2 判決要旨 (1)一審判決(国勝訴) ア〈判断枠組み〉 イ 〈発病時期〉 ウ〈業務起因性〉

	1. 干成23千皮防虾刊次1
控訴審判決(国勝訴)	•
~〈発病時期、精神障害発病の業務起因性〉	
′〈特神障害の悪化の業務起因性〉	

- (2)
 - ア
 - イ〈精神障害の患化の案務起凶性〉



発病後の悪化に係る訴訟上の留意事項

【平成24年度敗訴判決】

O	〔精神1〕 平 (平成	· 成 年 年 月 年 日	日 大阪語 日 大阪語		訴(二審確定)	
	(1)	, 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1	P TYTHE	封決 国勝訴	原告控訴)	
-	ワード:出芝	*事後の恒常的	かを長時間労働	海水調查 。和	捕修工事の過重性	
1	事件の概要	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	(ACI 5.2 1741 1943 74 10.17	、加州八四。且 17	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	of all the tenton					
2 (1	一審判決要旨) 〈判断枠組み〉	(国勝訴)(平成	年 月	目)	, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	
(2))〈業務による心	〉理的負荷〉				
·-						
٠						
•						
						:

					·		
٠.							
(3)	〈業務起因性〉	•		,		Y	
(0)	· (%),,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,						
	•	,		*		•	•••
3	控訴審判決要旨(国主	逆転敗訴)	(平成 年	F 月 III E	3)		•
(1)	〈判断枠組み〉			_		× ,	• ,
(2)	〈業務による心理的な	負荷〉				•	
•							
(3)	〈業務起因性〉		. •				
	,						
	かがないといれて呼ば	# FF	•				• .
4	控訴審における敗訴	<u> </u>		 ::要因とし ⁻	(老えらか	る事項	
\vdash	出来事後の恒常的な		700 PM C /	一天四にし	こるとうれ	W TO THE	
	長時間労働						
	X **9 1A1 75 1A5						{
	•						
	勤務時間中の空き時						
2	間の立証						
3	控訴審における主張						
	・立証						

0 [精神1〕	平成	年	日	東京地表	战判决	·国敗訴_	(一審確定)	
•										
+-	ワード・	· 拘古思	間、極度の	7. 巨味明						
-	<i>y</i> 11	· 19.20	1月1、12/20	ク区時间:	力1到	:			•	•
1	事件の概要	英					•			• .
2 判]決要旨	(国敗訴)	Ì							
(1)	〈判断枠組	み〉			,			y		
(3)	/ 尘主 小山 7 冬 「云	クタックで	- ナパルセ+Hロ\							
	〈精神障害	の発病及	い時期)							•
(2)	/ *********	7 . 心 TEI 6. 与。	6±\				_			
	〈業務によ	る心理的。	具何/							

((

					ĺ	
(4)	〈業務起因性の判断〉	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	•		•	
			·			

3		国の主張と判決の主な相違点									
			国主張	判決							
Γ	1	労働時間の									
		事実認定									
		,									
-											
	2	精神障害の									
l		発病 ·									
.											
1		,									
1											
L	_			<u> </u>							

敗訴要因

		敗訴した要因として考えられる事項
1	労働時間の	
	事実認定	
2	故意による	
2	故意による 自殺	
2		
2		

Ç	[精神3]	平成	年■月	日	新潟地裁	判決	国敗訴	(一審確)	· 定)	
,	キーワート	*: 出来事	が繰り	返される	場合の心	理的負	荷の評価	期間、人	ルマ末	達成
	•	`叱責Œ)繰り返	し		•				
1	事件の概	要	•	•						
	•								•	
2	判決要旨		:)						•	
(1) (判断相	神組み〉			•			·		·
(2	2)〈営業所	長の指導	美や叱責	Ē>		r .				
. •										
(3	3) (国側の	聴取書の	信用性	:}	•		· .		•	
			·							
(4)(ノルマ	`	•							
(5) (全体と	しての評	価〉							
`	, (1111)		1,22,7						•	

_		•	
(6)	〈心理的負荷の	の評価期間〉	
(7)	〈業務起因性〉		
Ì			
·			,
. [3	国側主張と判決	との相違点	
		国側主張	. 判 决
1	指導や叱責		
;			
2	ノルマ		
İ	ĺ		
			•
ļ <u></u>	敗訴の要因分析 「	敗訴した要因とし	一 エー・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
1.,	指導や叱責		(与人り40分野ス
_	の態様		
	:		

Ó	[精神4] (3	平成一年	月日日	大阪高裁判: 大阪地裁判		(二審確定) 斥 原告控記	•	
,								
丰	ーワード:	退職の強要	こよる心理的	9負荷		•	•	•
1_	事件の概要	ē	•	•			. ^ .	-
•								
2 (1)	一 審 判決要 〈業務起因	旨 (国勝訴) 『性の判断枠	(平成 年 組み〉		日)			
(2)	〈精神障害	の発症〉	•		•:			•
-								
(3)	〈業務によ	る心理的負征	苛〉					
(4)	〈個体側の)	诡弱性〉		•	_			

(5)	〈業務起因性〉			•				
3 (1)	控訴審判決要旨(国道 (業務起因性の判断		(平成	<i>.</i> 年 月 、、、	日).	· .		•
(2)	〈精神障害の発症〉	•		•				•
(3)	〈業務による心理的負	負荷〉						
(4)	〈個体側要因〉							
	Able Toleratory serve \$14.							
,(5), 	〈業務起因性〉					•	•	
4	控訴審における敗訴等	要因				,		
	一日間の発展の日本を	·	敗訴	した要因と	こして考え	られる事項		
	退職の強要の具体的 内容							

【平成24年度敗訴判決】

〇〔精神5〕平成 年 月■日 鳥取地裁判決 国敗訴 (一審確定)

キーワード : 厳しい��責

事件の概要

- 判決要旨 (国敗訴)
- (1)〈判断枠組〉
- (2) 〈原告の疾病〉
- (3)〈業務起因性〉

3 国の主張と判決との相違点

3	}	国の主張と判	決との相違点	•
			国側主張	判決
	1	不告知教唆		
		•		
	}	}		
l	1			
_	1	· with a second		
	2	"叱 " 責		
		·		
		•		
				· (
ļ				
	ľ	` i		
		·		
		_		
		•		
		•		
-	3	イア 八 肉色		
١	3	班 分離		
				l l
ĺ	1	· .		
<u></u>			· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	

4 敗訴の要因分析

		敗訴した要因として考えられる事項
	上司の厳しい叱責を肯定	
	する複数証言	
ŀ	,	

0	〔精神1〕平成	年	日 福井地裁判決	国敗訴 (一審確定)	
لِ						
_=	キーワード:労	働災害による入	院生活、疼痛性障	害		
7	事件の概要					
•						
2	判決要旨(国則	女訴)				
(1)(精神障害の					
(0)		LL I delidus notembricos				
(2))(本件朋洛爭的	以と有件障告発	病との相当因果関係	糸の有無〉		
,						
·						
- 3	国の主張と判決の					
			主張		判決	
1	精神障害の 発病の有無					

((

【平成25年度敗訴判決】

2	本件崩落事 故と精神障 害発病との 相当因果関 係の有無	

	(H)	
<u> </u>		敗訴した要因として考えられる事項
	原告の時機 に遅れた主 張	
2	専門医を証 人尋問に立 てなかった こと	

【平成26年度敗訴判決】

0	〔精神〇〕	平成	年	日	大阪高裁判決	国一部	敗訴(二審確定)) <i>(</i> .
	(3	平成	年	日	大阪地裁判決		原告控訴)	
[丰	ーワード:	帰宅途	中のひっ	たくり	による心理的!	自荷		
						<u> </u>		
7	事件の概要							
2 (1)	一審判決要認 〈通勤起因	旨(国勝 性の判	舞)(平) 断枠組み	成 置: 〉	年 月 日)			
(2)	〈精神障害(の発症)	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·					
4.5.								
. (3)	〈本件事故/	こよる小)理的負荷	荷の評	価〉			
	A ten I i in the end	- ·						
(4) =	〈個体側要因	₫〉 						
(5)	〈結論〉							_

3 (1	控訴審判決要旨(国)〈通勤起因性の判断		(平成	年 月 日 日	-	
(2)〈控訴人の症状〉			• ,		
(3)	〉〈通勤起因性〉					
(0)	/ (通到起凶压/				•	
						,
•						
(4)	〈結論〉	•				-
4	控訴審における敗訴	要因	• *			
			女訴した要	 因として考え	られる事項	,
1	本件事故による心理					
	的負荷の評価					
	·					

0	〔精神O〕	平成	年	日	京都地裁判決	国敗訴_	(確定)		
1	ーワード	:左示	指の一部	8切断。	適応障害				
-					<u> </u>			•	
1	事件の概	要			·	_			
	判決要旨								
(1)	〈原告が嗣	進患 した	二精神障	害〉		_			
(2)	〈原告の』	適応障害	の業務	起因性〉	•			 	-

3 国の主張と判決の主な相違点

	国主張	ASTRACT
	, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	判決
本件事故に		
よる心理的		
負荷の強度		
		:
-		
ŀ		
-		
		よる心理的

		敗訴した要因として考えられる事項
1	本件事故による心 理的負荷の強度の 評価	

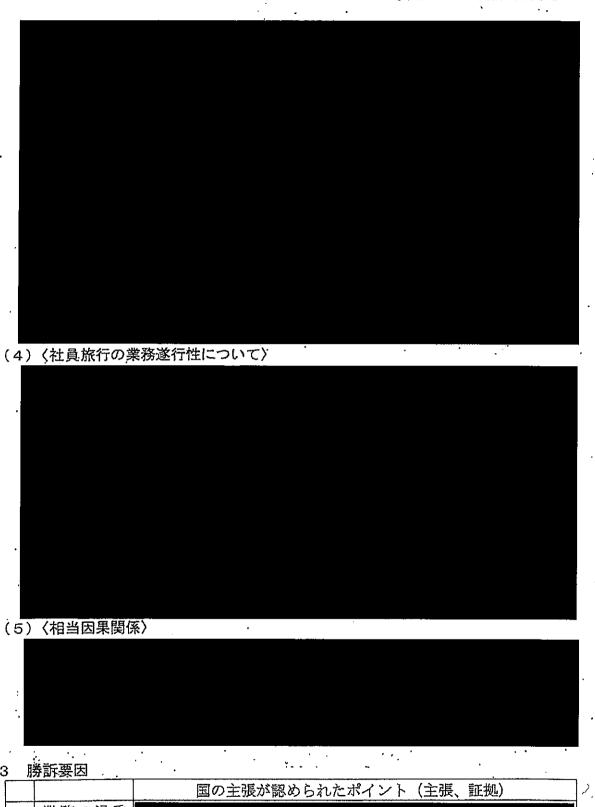
0 1	· 〔精神障害〕	平成	年■月■日	東京高裁判決	国逆転敗部	系(確定)		
±-	_7_ K .	学災請力	文の約12年	前に発病した精	油除宝			
			100小1 2 牛	別で光州した柄・	仲 牌音、			
1	事件の概要		<u></u>					
2 ;	控訴審判決要	三 (国社	中華三部へ ≣モノ			•		
)<判断枠		C+4XXB) F/	·				
,								
(2)) 〈発病時期	#B \				,	_	
(/ → → → → → →	∜ 1 ∕					,	
(3)	<本件疾病	の業務起	2因性>					
•								

3 国の主張と判決の主な相違点

		国主張(一審判決)	控訴審判決
1	融資金の回		
	収に係る出		
	来事の心理		
ļ	的負荷の強		
	度		
		:	
	,		

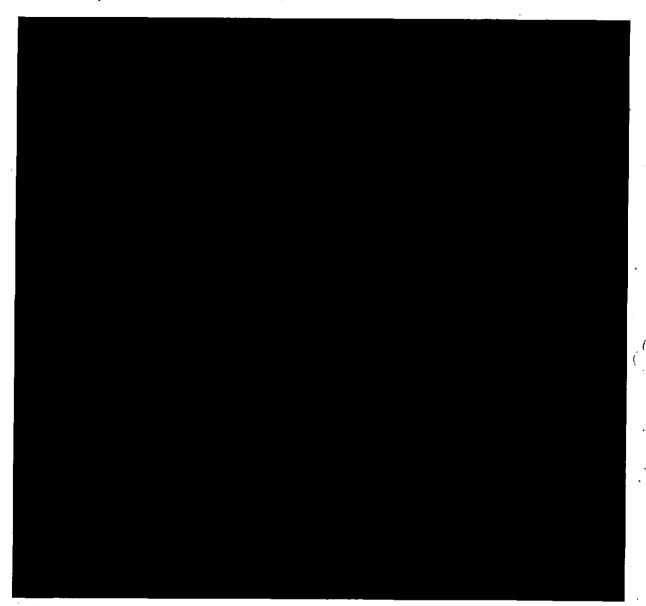
		敗訴した要因として考えられる事項
1	寛解 (治ゆ)・再発	
	の検討	
	·	
2	発病前6か月間の出	
	来事の調査	

〇 [そ	の他2] 平成	年月	日.	静岡地裁	、. }半!! : 拉	国際計	、 (控訴審(<i>z </i>	
				41,404035	CTI//C		(台位工)	金子里/	
+	ワード:社員が	な行の典数学	3- ALL			•			
	· 一下,在上风机	(11)の来務逐・	1丁注						
• 1 事	牛の概要	,					•	•	
	•		<u></u> .				•	*	
2 判決	要旨	•	•			•	•	•	
(1) (判断枠組み〉	•	•	••	,	••			
-									
(2) 〈第	美務の質的過重	性について			•,				
	といいへい かぎけいが の 11	田川、コロ・ビノ			-		`		
•									
-									
-									
-									
•									
(3)〈案	務の量的過重性	生について〉							



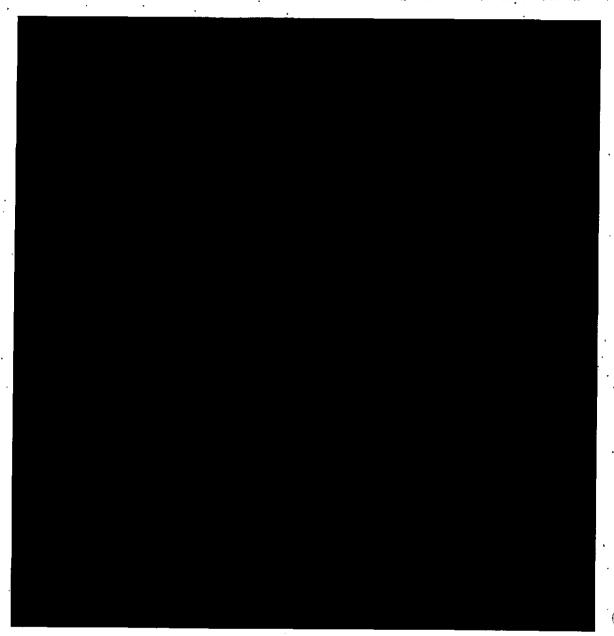
	国の主張が認められたポイント(主張、証拠)
業務の過重	
性	
	業務の過重性

〇 〔脳心1〕		月日日日	東京高裁判	決 国逆転勝 決 国敗訴	新(原告上告受 国控訴)	· 理申立中)
キーワード	: 発症前6か月よ	り前の過	重性の評価、	蓄積された。	度労の解消、	逆転勝訴
1 事件の概	要			·		•
2 判決要旨 (1)一審判	決(国敗訴).		. •			
•						
•						
(2) 控訴審判	決(国逆転勝訴)	·		•	
1						



	一審敗訴要旨	国の主張が認められたポイント(主張、証拠)
11	本件くも膜下出血の原因は「脳動静脈奇形」の破綻ではなく、「脳動脈瘤」の破裂とするのが相当	
2	発症前6か月より前の 過重性を評価、疲労 の解消により「脳動 脈瘤」は改善しない	

〇〔脳心3〕平成	年月日日	神戸地裁判決	国勝訴(確定)	
キーワード:発症前	6か月より前の	長時間労働、疲力	労の回復・	
1 事件の概要				
•				
2 判決要旨(国勝訴) (1)〈判断枠組み〉			,	
,				
(2)〈業務起因性〉				
(上) (未须起因江)			,	
				:



U	1177 101 154 123	• • •
		国の主張が認められたポイント(主張、証拠)
1	勤務時間管理の状況	
2	発症前6か月間より 前の長時間労働の評 価	

0	〔脳心2〕平成	年	月	日 9	東京地裁判決	国勝訴	(控訴案係争中)
E	ワード : 多数回	回の出張	、リスク	ファ	クター・		
1_	事件の概要	•				-	
					,		
2	判決要旨 (国勝 1) (判断枠組み)	訴)	•			•	
•							
(2	こ)(業務の過重性)	•				
٠							
•							

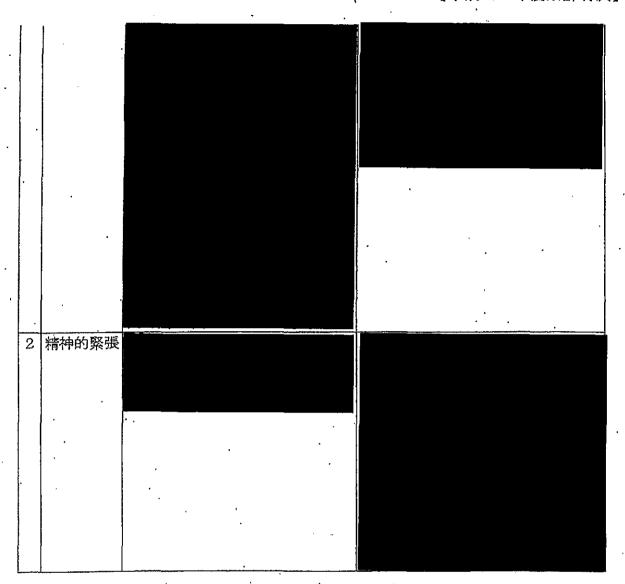
•									
(3	3)	〈虚血性心疾患のリスク	因十〉		_				
,	4.)	〈結論〉							
١,	4 /	\vigam/			·				1
,	113	券訴要因		•			•		
) [· E	の主張が認め	られた立	パイント	(主張、記	正拠.)	
	1	時間外労働時間数の 認定							
		認定							
		,							
-	2	出張形態							
}	3	リスクファクター							

0	〔熱中症〕	平成	月日日	福岡地裁判決	国勝訴	(控訴審係争中)	
	,-						
-	キーワート	* : 熱中症	、狭心症	·			
1	事件の概	要					
2	判決要旨	枠組み)			_		
(2)〈熱中類	定発症の有無	無〉				
·							

(3)	〈業務の過重性の有無〉			
(4)	〈まとめ〉			
		the state of the s	3 1 A	<u> </u>

<u> </u>	70/3463	
		国の主張が認められたポイント(主張、証拠)
1	医師の証人尋問	
~		
ĺ		
}		
ļ		
	<u> </u>	

〇 [脳	心2]	平成	年 月 日	ヲ 東京地裁	判決 国則	汝訴 (一名	[確定]		•
キーワ	· ソード: F	時間外労	動時間数80 ・	· 時間以内、精	持神的緊張	,		•,	
1 事	件の概要	•		·- · · ·		•			14
:									
	快要旨(判断枠組		•			•			
(2)()	業務の過	重性〉		,					
(3) 〈第	務起因性	ŧ>			• • •	•		•	
3 国の	1 主選 レギ	はかっき	な相違点	•					
	EJX C T	が大の土	国主張	-		. 本	 !]決		
	動時間の						- V		
事	美認定								
	•								



		敗訴した要因として考えられる事項・
1	精神的緊張	
	の評価	
-		
_	<u> </u>	
2	出血病巣の	
1	特定及びリ	
	スクファク	
-	ター等	

\sim	CRM A. O. T. A. T. A.		in the state state of the state		
0	[脳心3] 平成 4	日 東京	京地裁判決 国	敗訴(一審確定)	•
			٠,		•
=	テーワード : 心房細	動、上腸間膜動脈	派閉塞、不整脈(こよる血栓の形成	-
a.	the file on June tree	•	•	•	
, 7	事件の概要		•		,
٠					
				•	•
	判決要旨(国敗訴)		•		
(])〈判断枠組み〉	•	·		
(2)〈業務起因性〉		,		
٠					
•					
3 [国の主張と判決の主な	2. 相談 声	•		
		国主張		判決	
1	本件におけ	just and yet		刊次	
	る上腸間膜				
.	動脈虚血の 原因と考え				
	かれる疾病				}

	動脈塞栓症	
2	同 ②上腸間膜 動脈血栓症	
	,	
3	同 ③慢性腸間膜虚血	
	,	

		敗訴した要因として考えられる事項	
1	被災者の業務内容に係る主張		
2	本件疾病の 発症原因		

〇 [その他6] 平成 年 月	日 干葉地裁判決	国勝訴(一審確定)
モーワード: 石綿びまん性胸膜	肥厚による肺機能障害、	%肺活量の値と動脈血酵素分圧
の値との不整合		
of the control of	· ,	
1 事件の概要		
a dutat — h		
2 判決要旨		
(1) 〈判断枠組み:認定基準自体	は争点となっていない〉	
•		
•		
(2) (本件著しい肺機能障害と認	められるか〉	
•		
•		

		 	·
٠			
J			
ı			
1			
ł			
П			
i			
	•		

国の主張が認められたポイント(主張、証拠)

1 各種検査データから

肺機能が良好であった

ことを主張したこと

〇〔石綿 1〕平成 年 月 日 宮崎地裁判決 国勝訴(控訴審係争中) キーワード: 石綿肺、顕微鏡的多発血管炎 1 事件の概要 2 判決要旨 (国勝訴) (1) 〈石綿肺の検討〉

	,		
	•		
((2)	(認定基準への	り当てはめ〉
(3)	〈業務起因性〉	
`	. • /		
		-	
•			
3	· #	辨訴要因	
Ì			国の主張が認められたポイント(主張、証拠)
	1	石綿への職	
		業ばく露の 程度	
		但反	
	2	石綿肺の否	

定

〇 [石綿2]] 平成 年	月月日日	大分地裁判決	国勝訴	(控訴審係争中)	
キーワー	ド:石綿肺、	間質性肺炎		•		•
1. 事件の#	要					
			4			
	子(国勝訴) まく露の程度	>		_		
(2)〈石綿肘	の有無〉					

							•
/ O 3	\						
(3.)〈業務起因性〉						
/ 4)(訴訟における	土理の箝囲)				_	
(4.	のこのことは言言	土分及びノ東心四ノ					
	nake-commercial			•			
3	勝訴要因		国の全理	シャン・シャン・シャン・シャン・シャン・シャン・ション・ション・ション・ション・ション・ション・ション・ション・ション・ショ	ピハル(十二年)	≅π.thπ.\	
-	てはいばくがの	•	遅い土地	くとしてのくなられていてス	ピイント(主張、	ובוצט/	
1	石綿ばく露の						
	濃度						
1							

石綿肺の否 定

2

0	〔石綿1〕平成	年 月 日	神戸地裁判決	国勝訴	(控訴審係争中)	
丰	ーワード:石綿朊	がん、胸膜プラ	一ク			
1_	事件の概要	,			,	
2	判決要旨(国勝訴	·)		_		***
ア	〈業務起因性の判	断基準〉				
1	〈石綿ばく露作業征	逆事期間〉				<u>"</u>
. 1						
ゥ	〈肺内に胸膜プラー	ークが認められるか	い否か〉			

エ〈胸膜プラークが存在する高度の蓋然性を基礎付ける事情の有無〉



オ〈まとめ〉

 	<u> </u>	

3	勝訴要因	
		国の主張が認められたポイント(主張、証拠)
1	業務起因性 (平成18年基準)	
	(十成10千基年)	
	•	
2		
	立 (胸膜プラーク 所見)	
	•	
L_		

0	〔石綿1〕平成	年四月日	静岡地裁判決	国敗訴	-	
. =	トーワード:確	定診断のない中皮	腫	1		
1_	事件の概要				•	
2 (1	判決要旨(国)〈判断枠組み					
(2)(中皮腫と臨	末所見等との整合	性・他疾患との鈍	濫別〉		
(3)) 〈業務起因性〉					
3	国の主張と判決	の主な相違点				
1	症状	国主	張		判決	
	, , ,					

【平成25年度敗訴判決】

		 <u> </u>	
2	CT画像		
	16カーレ 公田 15万美久		
3	胸水細胞診		
4	胸水中ヒア ルロン酸値 ・		,

		敗訴した要因として考えられる事項
1	医学的な判 断について の裁判官の 心証形成	
2	確定診断の ない事案	

〇〔その他3〕平成 東京地裁判決 国敗訴 (一審確定) -ワード:石綿肺がん、同僚に胸膜プラークが認められた事例 事件の概要 判決要旨 (国敗訴) 2 (1)〈判断枠組み〉 (2)〈業務起因性〉

3 国側主張と判決との相違点。

3 1	国側王張と判決		
<u> </u>		国側主張	判 決
1	亡夫の検査		
1.	画像所見上、		
1	胸膜プラー		
	ク所見の記		
1.	載がないこ		
.	とについて・		
			And the second s
			Total Control of the
ļ. ·	,		
		•	
	•		
	·	•	
·			
2	同僚の胸膜		
	プラークの		
]]	所見につい		
	.で .		
	,		
	•		
	` .		

4 敗訴の要因分析

	1	敗訴した要因として考えられる事項
.1.	胸膜プラー	
	クの有無の	
	確認 .	
2	石綿ばく露	
	の状況	

•	. •			~		. Service BE 1413X	*
C	〕〔その他5〕平成	年 月 日	宮崎地裁判決	国敗訴(一	審確定)	·	
I				,,			
_	キーワード : ブ	レーキライニング	· 产物格/佐娄 丁纳	e D-fe		•	
<u>. </u>		レー・フィーング	び交換作業、石糸		ı		
. 1	事件の概要	•.	•				
		*					
				•			
2	判決要旨 (国敗訴)			•		•	
(1)〈判断枠組み〉	•	_		•		
. (2)〈業務起因性〉	•	•		•		
.•							
_		f. Image 1	···	•			
3	国の主張と判決の主			,		•	_
1	石綿ばく露	国主張			判決		
	状況						
- [1						1

*			
2	じん肺法に よる胸部X線 の像		
3	肺機能障害		***
4	石綿肺		*****

4 敗訴要因

 敗訴した要因として考えられる事項	77401124	$\dot{\square}$
	石綿ばく露状況	1
	原告主張への反論	2
	1/14 has marked a 1/2 4 1/16	
		.

〇 [石綿2] 平成 年 月 日 東京高裁判決 国敗訴 (二審確定) (平成 年 月 日 東京地裁判決 国敗訴 国控訴)	
THE PARTY OF THE PARTY	
キーワード : 石綿肺がん、クリソタイルの長期ばく露	•
1 事件の概要	
2 判決要旨(控訴書)(国敗訴・確定)	
ア〈平成18年認定基準と平成19年補償課長通知〉	8
イ〈耐熱服による石綿の直接ばく露の有無と石綿ばく露作業従事期間〉	
ウ〈石綿と肺がんの因果関係〉	_
エ〈被控訴人の肺がんの業務起因性〉	

	才〈業務起因性	に関する補充判断〉		
				let mit et me beek institut
		• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •		
3	国の主張と判決の	の主な相違点		
		国主張 '	半月	決
1	業務起因性の判			
	断基準			
	٠		op Thomas on the Control	
			oliver a large particular de la constanta de l	
	·			
	,		, And other statement of the statement o	
2	石綿ばく露状況			
	OT THE STATE OF TH			i.
1	敗訴原因			•
	X NAMES :			
5	カリロタイルの	長期ばく露に係る訴訟上の留意事項	<u> </u>	•
	7 9 7 7 1 10 001	文(A)100 () [2] [2] [4] [4] [4] [4] [4] [4] [4] [4] [4] [4		

0	〔脳機能	章書1〕平月 (平月	龙 年 年 年	月 月	東京高裁判決 東京地裁判決	国勝訴 国勝訴	(上告受理申: 原告控訴)	立中)
	キーワー	ド:高次脳	機能障害、	MTBI	•			
1	事件の概	要	÷.					
:								
2 (1)	判決要旨 〈事故の	(第一審及び 態様)	控訴審)(图	国勝訴)		, .		
(2)	〈疾病と	事故との因	果関係〉	•	•		•	
	〈症状のぞ	字在〉						

((4)	〈控訴人の自覚症状〉				•			
•									
((5)	〈受傷機転との関係〉					<u></u>	<u>-</u> -	
•		(文) (別が発力との) (利力が)							
		== i							
(6)	〈WHO基準との関係	>						
									į
									ĺ
(7)	〈結論〉		<u>.</u>			<u> </u>		
`		1 - Combando							
3	J	券訴要因							
			国	の主張が認	められたボ	イント(主張、証拠) '	
	1	事故の態様から、 控訴人がMTBI							
		を発症したとは言							
		えないこと							
İ	2	自賠責報告書の							ĺ
		提出							
		:							
		,							
		•							
	•								
-	3	本件事故後の症							
	_	状経過から、控訴							
Ì	•	人がMTBIを発							
		症したとは言えな							
		いころ							
	•								
		·							

【平成25年度勝訴判決】

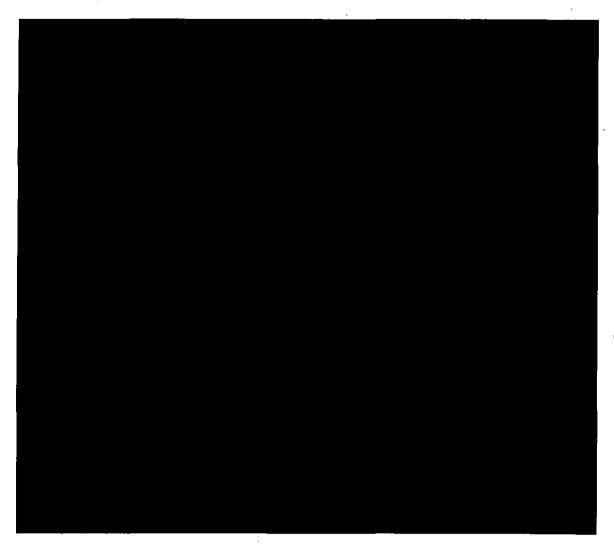
〇[脳機能障害3				東京高裁判決		上告受理申立中)
	(平成	年二月	田	東京地裁判決	国勝訴	原告控訴)
		•				
キーワード: 層	次脳機能	暗害 MTI	R I			
		· ·				
1 事件の概要			•		٠	
·						•
2 判決要旨						
(1) 普鲁判決(国勝訴)					
ア〈原告の症	状〉					
イ〈本件事故	と原告の症	状との因果	関係	<u> </u>		
			4154) IS14			
,						

					:
•					
	- /4+5 <u>0</u> \ "			 ı	
r.	ァ〈結論〉 ~			,	
•					
(0)	4-m (元に 5分元 4m) 5-fs	(国勝訴)			
(2)	控訴審判決	(名)(()(日)	,		

3 聯訴要因

5 宏	好好委囚	
		国の主張が認められたポイント(主張、証拠)
1	交通事故の 程度	
	,	
2	意識障害の 有無	
3	症状の経過	
	,	

0	〔脳機能障害 1〕] 平成	年		東京高裁判決	国勝訴((二審確定)
		(平成	年 月		東京地裁判決		原告控訴)
	テーワード:高ジ	ケルは株合いで		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·			
L			· 🗷				
1	事件の概要						
2	业体 再与 / 物象			四 <i>七 </i>			
_ (1_	判決要旨(控訴)〈高次脳機能®	番(一番)	fi決の5D f基準〉	用を含む))(国膀訴)		
(2)〈業務起因性 <i>0</i>	7 主張/					
) <u></u> ,) <u></u> ,					
•							
							,
(3)	〈業務起因性〉						



3 勝訴要因

ு ந	分孙安囚	•
		国の主張が認められたポイント(主張、証拠)
1	本件事故と	
	控訴人の症	
	状との因果	
	関係は認め	
,	られないこ	
	2	
	<u> </u>	
.2	高次脳機能	
	障害の判断	
	基準として、	
	「支援の手	
	引き」の診断	
	基準を示し	
	たこと	

〇〔その他 1〕平成 年 7 月 日 (平成 7 年 月 日	広島高裁岡山支部判決 岡山地裁判決 国勝訴	国勝訴 (二審確定) 原告控訴)
キーワード : 脳脊髄液減少症		
1 事件の概要	·	
2 判決要旨 (国勝訴)		
(1) 〈判断枠組み〉〔原審、控訴審〕		·
	•	·
(2) 脳脊髄液減少症についての一般的	東学知月「ア及びノ原家	物品等。古中与物品等。
(2) 脳脊髄液減少症についての一般的	医学知見〔ア及びイ原審、	控訴審、ウ主に控訴審〕

					<u> </u>	
(3)療養	上の相当性〔原	[審、控訴審]	,			
704-1-	د ورند مند مند المراد		하 기			,
(4) 脳脊	飽	の有無〔控訴	至]			
(5.) 平成	年 月	日以後の療養の	の必要性〔原審	、控訴審〕		
3 勝訴要	· (天)	•	•	•		
		国の主		ポイント(ヨ	E張、証拠)	
1 医学意	見書					
2 事故に	よる衝撃		•		, <u>.</u>	

Ó I	[漏出症1]	平成	年月	日	和歌山地裁半	決	国敗訴	(控訴審係	争中)	
					-					
#-	-ワード:	脳脊髄	液漏出症、	四肢	麻痺	,	•	· ·		
1	事件の概要									
	711 77 77 75	_								•
2 (1)	判決要旨(国 〈脳脊髄液》		発症の有無	.			٠			
	1 11 - 1 There Dell	H1 1122 7112 0	SENTER IN MIC	./		_				
(2)	〈原告の症状	トレ大州	※字しの門	ΛE	田田は、			•		
(2)		人工平计	火告との同	い囚	未阅除/			•		
(3)	〈結論〉						•			

3 国の主張と判決の主な相違点

<u>ع</u> ا	<u> </u>	大い工な作権は、	Jac NJ-
		」 国主張	判決
Ŀ	脳脊髄液漏		
	出症の発症		
	の有無・		
	,		
İ	·		
•			
2	原告の症状		
	と本件災害		
	との間の因		
	果関係		
3	原告の障害		
5			
	等級		
1.			

4 敗訴要因

	•	***************************************	
Ī	•	,	敗訴した要因として考えられる事項
ľ	1	脳脊髄液漏出症及び	
1		原告の症状に関する	
ı		主張	
l			
١			

0_	[化学物質過敏症1]	平成	年	月	日	東京 <u>地裁判決</u>	国勝訴	(一審確定)
#	ーワード:受動喫烟	配定、平均)的労働	渚		· ·		•
1	事件の概要					-		•
	判決要旨(国勝訴))〈判断枠組み〉							
(1.)	ノーイナッドリーナルボヘン						_	
(2)	〈受動喫煙症診断基	準〉	<u> </u>					
•								

(3)	〈業務起因性〉
D ₁	新華· 日

		国の主張が認められたポイント (主張、証拠)
1	受動喫煙症	
	診断基準が	
	確立した知	
	見でないこ	
	٤	
.		
2	平均的労働	
	者からみて	
	症状発症の	
	危険性があ	
	ったとはい	
	えないこと	

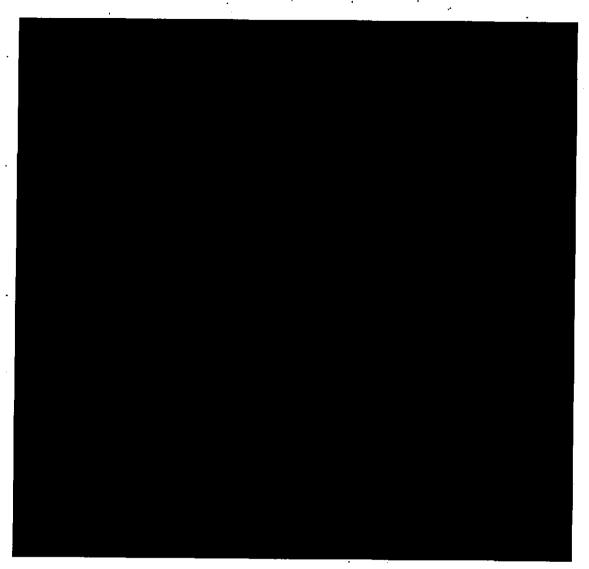
0	〔受動喫煙〕	平成	年	B	東京地	裁判決	国勝訴	()		
1	<u>ーワード</u> : 事件の概要	受動喫	煙、肺が	がん						
	3-11 02 17m2x									I
2	判決要旨									
(1		組み>							 	
(3	\ / 平新順	事のも								
(2)<受動喫煙	生の性液								4
(3) <受動喫煙	と本件犯	矢病発症	との因	果関係>					
					TI TIPE					

(4) <カーボンインクの気	化物質と本	件疾病発症	との因果関係	>	
3		(学) くまとめ (学)					
		勝訴要因 受動喫煙による肺がん の発症リスクに係る医 学的知見は確立されて いないこと					
	2	遺伝要因による肺がん 発症の可能性があった こと					

【平成25年度勝訴判決】 〇〔化学物質過敏症2〕平成 🚾 年 月 日 大阪高裁判決 国勝訴(確定) (平成 日 大阪地裁判決 国勝訴 原告控訴) 年 月 キーワード : トルエン、化学物質過敏症 1 事件の概要 判決要旨 2 (1) 一審判決(国勝訴) ア〈原告らが化学物質過敏症を発症したか否か〉

	イ〈トルエン暴露と	原告らの疾病との間に相当因果関係が認められるか否か〉	
			•
(2)		訴) 発症の有無及び控訴人らの疾病とトルエン暴露との因果関係〉	
		┃ 空訴人らの補充主張に対する判断〉	
			ļ
		2	. !
			-
3	勝訴要因	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
ī	室内濃度指針値	国の主張が認められたポイント(主張、証拠)	
1.	上「1個人文1日半) 區		

〇〔その他4〕平成 年 月	日 東京地裁判決	国勝訴(一審確定)
キーワード : 頸肩腕症候群、パン	17 .4.#	
()・1・現用配定機能、バブ	/ コンTF来 ·	
1 事件の概要	• .	
61	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
2 判決要旨 (国勝訴)		
(1) (判断枠組み)		:
(2)〈頸屑腕症候群の発症〉		
(3)〈業務起因性〉	•	
·		
•		



3 勝訴要因

v	112	70724		
	1		国の主張が認められたポイント(主張、証拠)	
	1	上肢等に負	No Park	
.		担のかかる		
		作業を主と		ľ
		する業務に		
		従事したも		
		のとはいえ		
		ないこと		
ŀ		原告側の医		
1	2			ı
		師の意見が		ı
		原告の状況		ł
Ì		を踏まえた		Ė
		ものではな		ı
		く具体的な		
. '		根拠を欠く		1
		こと		╛

() _	〔その他3〕	平成	年 月	日東	京地裁	判決	国敗訴	(一審研	確定)	
Ŀ	+	ーワード:	上肢障害	(頸椎症性者	宇髄症)、	腰痛、	鉄製.	□具の形	状と作	業態様に、	よる負荷
		事件の概要	•		,						34 @ 345 [m]
٠		争于少风安							•		
2		业场带片 //	=======================================	•							,
		判決要旨([)〈判断枠組み		•	•			•		. •	
	İ			10 10 10 1							
(,	2)(業務起因性	<u></u>			,					
ł											
3.	[国の主張と判	決の主な	报 选 占	,	•					
				国主張		•	·		判決		
	ļ	上肢障害に						, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,			
		関する過重				,					
		性の事実認 定									
		•									

2	腰痛に関する過重性		And the second s	

4. 敗訴要因

		敗訴した要因として考えられる事項							
1	鉄製工具の								
	形状による								
	重量負荷・								
	作業態様に								
	よる負荷の								
	事実認定								

○ [上肢障害1] 平成 年 月 日 東京地裁判決 国敗訴 (一審確定) キーワード: 頚肩腕障害、上肢等への負担 1 事件の概要 2 判決要旨 (国敗訴) (1) (判断枠組み)	
1 事件の概要 2 判決要旨 (国敗訴)	
2 判決要旨(国敗訴)	
2 判決要旨(国敗訴)	
2 判決要旨(国敗訴)	
Z + V Z + 254L t L data x X	
(2)〈発症時期〉	
(3)〈業務起因性〉	
国の主張と判決の主な相違点	
国主張 判決	
1 上肢等に負担のかかる 作業	

【平成25年度敗訴判決】

j						
- 1		ļ				
- [ļ				į
-						į
		·				
1		•				
\cdot	j					İ
	.		•			
-	.					
	ŀ					
ſ	2	発症時期				
	_	,				
1	j	•				
	1	;				
			•			
1	l		\$			
1.	. 1	٠				
			ŀ			
Ì	}		}			
	-					
ļ		•				
<u>L</u>				 	 	

4 敗訴要因

	KONSCESS .	pt-ac) <u>}</u>	47 > > 1	~
			した要因として	考えられる事」	<u> </u>
1	上肢等に負				
i	担のかかる				
	作業				
	11 2.0				
2	傷病名の特				
	定と発症時				
1	L 13				
	期				
	1.				

0	〔再発1〕	平成	年	日	千葉地裁	判決 目	國敗訴	(一審確	定)	•	
					•						_
+	ーワード	:腱板	新裂、リノ	いビリ	の効果			T.			
	•		,								
1	事件の概要	£ *					•				
2	判決要旨()	国敗訴 -	確定)								,
)〈判断枠		"~~~ <i>"</i>	•							
					·						
(2)) <治療経	過(事実	認定) >		-	· .	•		•	·	
				_	_						
٠											
•											ı
											<u>,</u>
(3)	くりいだい	丿治療の	改善可能	性>				•			
	•										

3 国の主張と判決の主な相違点

•	,	国の上派と下が	◇◇一一の日本派	
			" 国主張	判 決
	1	リハビリ治		
	1	療の効果		
				The state of the s
		į		
		·		
.		•		
		ļ		
	1	j		
	1	ļ		
. 1_				

_	B4	مسييو	-	
4.	ÐΥ	≓K	覀	忲

+ :	KNDSKN .	
·ļ	局医等意見の未徴収	
2	応訴方針の検討不足 (私病の調査)	

〇〔腰痛 1〕平成 年 (平成 上 年	月日日	大阪高裁判決 大阪地裁判決	国勝訴(上告国勝訴 原告	受理申立中)	,
キーワード : 身体障害	を有する労働者	香、平均的労働者	「基準」	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
1 事件の概要		•			
2 控訴審判決要旨(国勝語	F)	•			
(1) (一審判決からの引用	1>	•			

								-	
(2	と) 〈控訴審における技	空訴人の主	張に対す	る判断〉			•	- •	
•									
									(
, 1	W-50 F F3					1		4.5	
<u> </u>	勝訴要因		国の主張が	ぶ認められ7	たポイント	(主張、	証拠)		•
ļ	控訴人の身体障害の 程度								
	Title PCF								

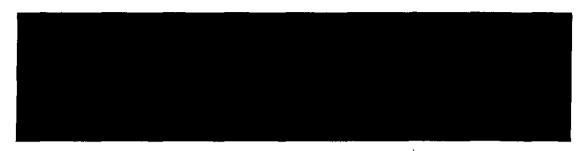
【平成24年度敗訴判決】

〇〔その他2〕平成 年 月 日 高知地裁判決 キーワード:振動障害、皮膚温の中等度異常の評価 事件の概要 2 判決要旨(国敗訴)... (1) (2) 〈末梢循環障害について〉 (3)· 3. 国側主張と判決との相違点

4 敗訴の要因分析

0	〔労働者性1	〕平成 三 (平成	年			司高裁判決 可地裁判決		(二審確 (原 告 控	定) <u>訴)</u>)	_	
	キーワード	: 労働者性			業務執	行権	,				
1_	事件の概要				•		,	_		-	
2 (判決要旨(控	空野審判決 性の判断)			·				-	
											:
(2	2) 控訴人の	主張に対す	一る判断	ř	,						
											·

【平成25年度勝訴判決】



3 勝訴要因

•	>);	份訴安囚	
1		•	国の主張が認められたポイント(主張、証拠)
	1	業務執行権の有無に関	
		する主張	
1			
Ì			
l			
ļ			
	ļ		
L			······································

【平成2:4年度敗訴判決】

〇 [その他1] 平	成二年月	日 福岡地裁判	決 国敗訴 (一審確定)	<u>.</u>	
<u> キーワード</u> :	本社課長の管理	里監督者性	•			,
1 事件の概要			;	. ,	٠.	• /
争件の概要	•					·
•						
						<u>;</u>
2 判決要旨		,	•	· ,		
(1)〈判断枠組〉			<u> </u>		·	
(2)〈亡夫の管理	监督者性》 . ,				:	
						•
•						
(3)〈結論〉						
		ŧ	•			

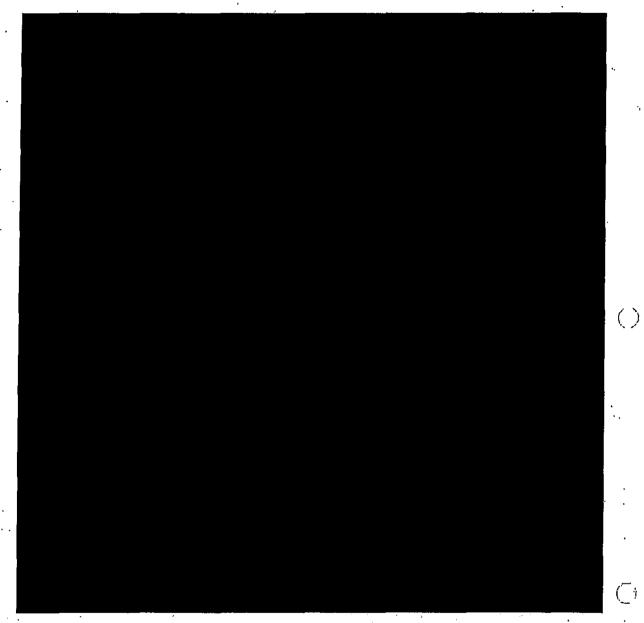
3 国側主張と判決との相違点

	<u>3</u>	当例土地	と判決との作	逸 尽、	<u> </u>			
				国側主張-	<u> </u>	_ '.	判.决-	. د سبه
	. 1	経営者と						
-		の一体性						
Ī		, T-1.						
1								
Į	1							
	i							i
•								
.		•						
١	1							
1	-	į						
	-							
		.						
.								
1	đ.	労働時間						
1	7	の裁量性						
		· 2000 SE [III						
	1.							
		• •						
ĺ								
[3	37	寺遇の相						
	1	当性						
ļ								
		İ						•
l	l	•						
ļ								
		٠ ,						
	.	- }						
	}							

4 敗訴の要因分析

Γ		敗訴した要因と考えられる事項	
Γ	本社課長の権限・		
ŀ			

〇〔認定基準外 1〕平成 年 月 日 東京高裁判決 国勝訴 (上告受理申立中) (平成 年 月 日 東京地裁判決 国勝訴 原告控訴)	
キーワード:著しい長時間労働、慢性骨髄性白血病、高度の蓋然性の証明	
1 事件の概要	
2 住所番刊の安日 <一審判決を以下のとおり引用> ア〈業務の過重性〉	
イ〈因果関係の立証〉	
ウ〈医学的知見の有無〉	
エ〈高度の蓋然性の範囲内の事実的因果関係の立証の可能性〉	



3		勝訴要因	•							•
		•		国の主	張が認め	うられた	ポイント	(主張、	証拠)	(
	1	CMLの発症・増悪 に対する過重労働等の								
		ストレスの影響								
1										
		,								
•		·								
	2	認定基準がない疾病								
		は、一般原則により業 務起因性を判断すべき								
		٤٤								

0	〔認定基準外2〕平成 (平成	年 年	月日日	東京高裁判決 東京地裁判決	国勝訴 国勝訴	(上告受理申 原告控訴)	立て中)
丰	一ワード:原発性肝がん	、海外上	出張		•		
1.	事件の概要			•			
	,	_					
<	控訴審判決要旨 一審判決を以下のとおり	別用>		•		•	
ア	〈症状経過〉		• -		•		
	〈業務起因性〉						
ウ(〈中国への出張〉						
エく	A医師作成の医学意見書〉	•					

【平成25年度勝訴判決】

***	〈原告の日記、供送	赴内容〉						
	Jim and a series of the series	, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,						•
カ	〈まとめ〉				,			()
	勝訴要因							٠
1	中国への出張業務の過重性		国の主張が認め	06れたポイ	ント(主張、	証拠)		
2	亡夫の死亡原因						. ()	

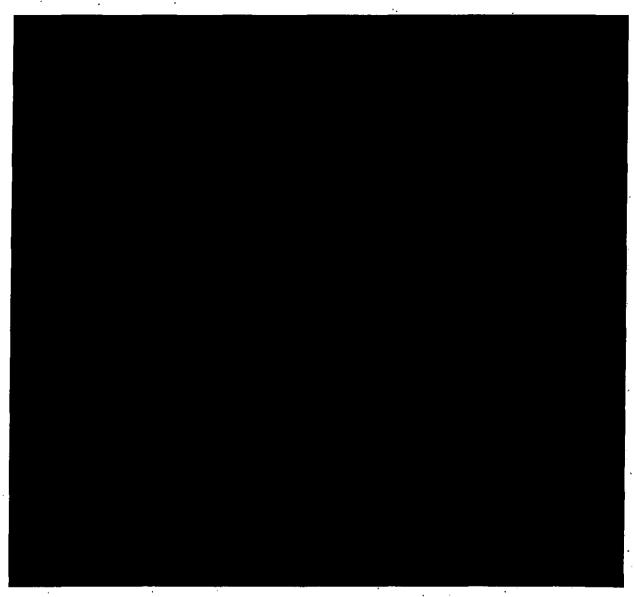
[平成24年度勝訴判決]

•	•	
〇〔その他5〕平成 年 月 日 大阪	(地裁判決 国勝訴(控訴審係争中)	
o terilor, we have	(地級刊人 国防部(定部备除于中)	
「キーワード : 化学物質(ジアニシジン等)、	口胁战人	
1 - 1 - 10 1 1000 (D) - D D - 49/C	<u> </u>	_
and the feet on the same		7.
1 事件の概要		
2 判決要旨 (国勝訴)		
(1) 〈ジアニシジンと本件疾病との因果関係〉		
•		
•		

()

.'							
	\ \(\frac{1}{2} \)	()	17 F15 7 A		1 - to the life of	ELOE E	e e
- (2) 〈ビスクロロメチル	レエーテル(以	パト・ロスク	7111 という	。)と今件疾	柄との凶朱	阅
I	係》						
٠٠							,
							٠.
(3)	〈芳香族アミン、多 ³	景芳香族炭化7	k素、変異原	作学物質〉			
					•		
j							
(4)	〈本件疾病発症の他原	· 因〉	•	·		·	•
•							•
							· ·
(5)	〈結論〉	1			: 		
, !		·····.	1,		•		·
3	勝訴要因			•			— i
	The Middle History and Office In -In-	国の主	E般が認め E	っれたポイン	卜(主張、証	观()	
1	化学物質の曝露と本 件疾病の因果関係						
	LLWWAN KINCKING						
							

0	〔その他〕	平成	年五月四十	3 大阪:	地裁判決	国勝訴	(控訴審係争	中)		•
		÷								
丰	ーワード	糖尿病	、長時間労働		•			•		٠
1	事件の概	要								
	New York Complete	, , , , , , , ,						. W .	,	ļ
2 · (1)	判決要旨(〈判断枠組				•		•			
2) (《業務起因性	E> .			Ç.					



3 勝訴要因

	•	国の主張が認められたポイント (主張、証拠)]
1	本件疾病発症の相		
	対的に有力な原因		
	•		
			ĺ

	•	•		•					
(つ〔その他5〕	延成	年	日	東京高裁判決		(最高裁上	· 生型油品。	÷ ;\
			年月月		東京地裁判決		(4又回3%)	二人任中。	7十7
		(1)%	77		未不迟我们人				
5		主 法	WAREA	165.61.	trittener) o	A 64-			
Ĺ	キーワード:	—里别力、	平均資金	(稻竹a	基礎日額)の台	<u> </u>	•		
		_				•	•		•
1	事件の概要	2				•			
,									,
	det al t '	•					•		
2	判決要旨				•				•
	(1) 東京地	裁【半成■	年 月	日	(国勝訴)〕	•	•		
	ア〈判断枠	組み〉		<i>;</i>	<u> </u>	•			•
•									
,									
	•								
	イ〈業務に関	存する危険	金件及70学	係性限	引合算の根拠〉				
	1 (20,0)1-1		Z[/X. U //3	THU HAILE	リロチャックががら	•			
									•
									<u>.</u>
•									

· · ·	,•		
(2)東京高裁〔平成 年 月 日 (国勝訴)〕	9	•	•
ア〈判断枠組み(労災保険制度の趣旨)〉	, ,	•	
/ / 上 14 《 中 1 — 小 14 7 种 《 本 7 净 等 兴 展 使)			
イ〈本件災害における被災者の過重労働等〉			·
·• ·			
ウ〈平均賃金の算定〉	•		
	•,		
腾 钦要厌		•	• •

〇〔二重就労1〕平成 年 月 日 東京高裁判決	国勝訴 (上告受理申立中)
(平成 年 月 日 東京地裁判決	
7,100	benefitive that the best best her thank the
キーワード:二重雇用、労働時間の合算	
1 2 1 - 王龙川、万阁时间00 口身	
1 東州の極帯	
1 事件の概要	•
2 判決要旨	•
(1) 〈労災保険制度の趣旨等〉	
* •	
(2)〈業務起因性の評価手法〉	



(3)〈本件災害における業務起因性〉

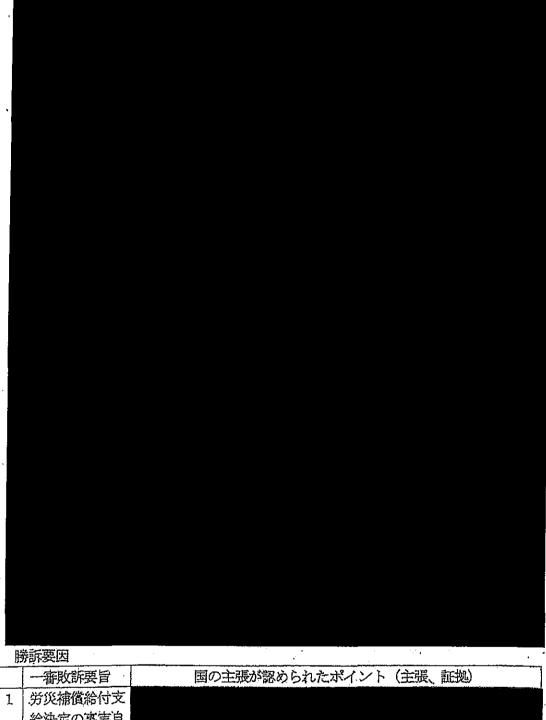


<u></u>	-112	1 In took Kari	
	ļ	•	国の主張が認められたポイント(主張、証拠)
1		複数の事業	
	ĺ	場に勤務し	
		ている労働	
		者に対する	
	ĺ	災害補償責	
		任の所在	
	-	,	

0	〔その他 1〕	平成	年 月 日	東京地裁判決	· 国勝訴(出	空訴審係争中)	
1	ーワード:じ	ん肺症と急	性心筋梗塞	治療機会の喪	E	•	
			772 0 727 12 005 4	<u> </u>	· · ·		
1	事件の概要			<u>. </u>			,
į							
2 à	判決要旨(国語 (判断枠組み	辨 訴)				•	
	(十月日) 十十月日の	r/ <u>'</u>					· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
(2)	〈致死性不整	《 元		•			
(3)	〈心筋梗塞〉	•			U		
(4)	〈死亡の機序〉						,

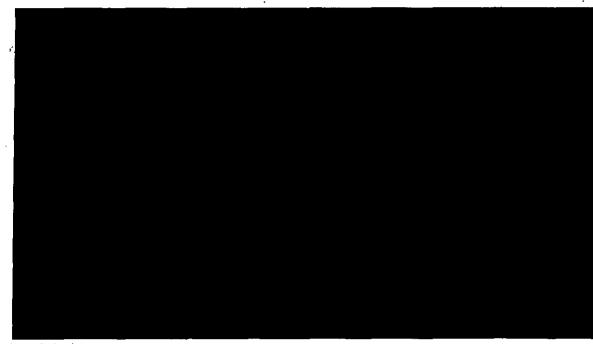
(5)(じん肺が急性心	が使塞の発	症に与えた影響	\$\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\			•_	
•								
		and the sale of the	orlan 112h A orlan 11					
(6)〈心臓カテーテ	ル検査と治	療機会の喪失					:
(7)〈総合判断〉			-				■ . ■
						- "		
}	勝訴要因				•		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
			国の主張が認	はめられたオ	イント (主張、証拠)		
1	じん肺と心筋梗 塞の発症との因							. (,
	果関係							
2	心臓カテーテル 検査のリスク							
	7次.直、マンフス、フ 、、							
	,							
	• .							
								,
								l

C)	[その	D他S		F成 P成	年	月月	日日		高裁判決 也裁判決			訴 (上告 国控訴)		†)
													\$ F		
	7	<u>-</u>	7— F	* ':	脳・	心疾患	労災認	定事第	岸場名、	情報公	開法、	不開	示情報、	逆転	辦
7		事件	の概	要、			• ,•			•					•
															,
2	4	判決	更旨		-		-		•						
(()	第	· 審判	沙	(国)	收訴)			• •	•		•	:		•
•															
2).	控節	審判	決	(国逆	東洲新	:)								
•													·		



_		7 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1		
Γ		一審敗訴要旨	国の主張が認められたポイント(主張、証拠)	
	1	労災補償給付支 給決定の事実自 体は、当該事業 場の社会的評価		
		の低下に結びつ かない。		

0 (障害等級〕	平成	年 月	日	黄浜地裁	判決 [国勝訴		
十-1 事	<u>-ワード :</u> 4件の概要	RSD	(CRPS	type 1), DV	D映像	· .	-	
									:
	リ決要旨 <判断枠組	組み>:							
	V (32) 11 11								
(2)	<原告の名	5痛等感:	覚障害につ	いて>	·				
,									
1									
-									
ı									
(.3)	<原告の」	上肢の機能	能障害につ	いてこ	> <u></u>				
i									



(4) <まとめ>

4 勝訴要因

-		וא אלי אלי אלי		•		
			国の主張が認められたポイント	(主張、	証拠)	
	1	DVD映像の証拠提出				!
		•				
		· .				
-						
1						
	2	原告が提出した医師の				
		意見書が判断根拠とし				
		た検査が、信頼性が低				
		いものであったこと				
Ì						-
}		·				
١		·				
	•					
L						

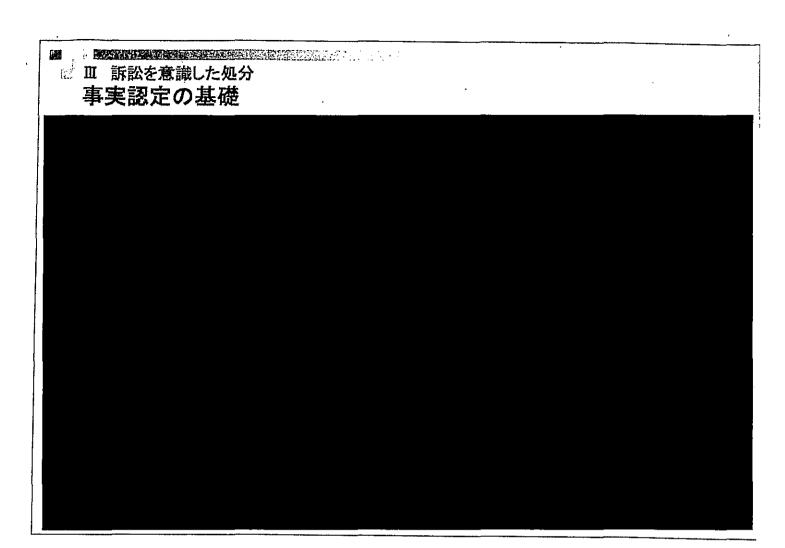
. 0 ([時効] 平	成	月	熊本地	裁判決	国勝訴	(控訴審係争	4中)	•	
+	ーワード	、騒音性	難聴、時刻	の起算	点					٠,
1 3	事件の概	要								
2 (1)		(国勝訴) 特組み (消	elezhota	質占)/						
	/	והיין) לייבווה	gg very gy vo J) <u>eu</u>	字 /	,	****	•			
•										
(2)	金次店	定 (上記	(1) () ()	要件)〉						
(3)	《權利行	使の期待可	能性(上語	E (1)	②の要件	} }				

【平成26年度勝訴判決】

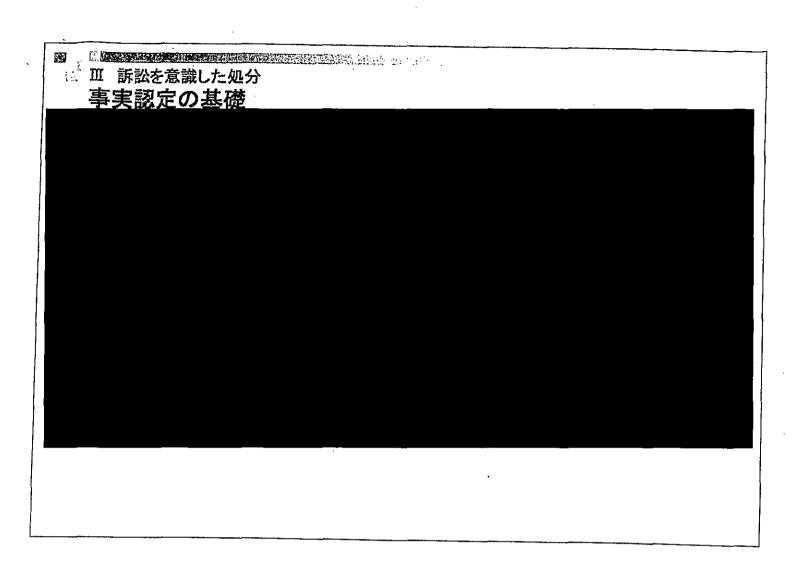
,								
/ -!	\							
(4) (まとめ)							
•								
		•						
3 #	券訴要因							
			国の主張が認	かられた	ポイント	(土) 至	E拠)	
<u></u>	Not be lost on 1) IF		コマンユールとの一つに	シーク・ショック・レー	Arl V F		(C)Z(¥)	
1	判例等の分析							
	,							

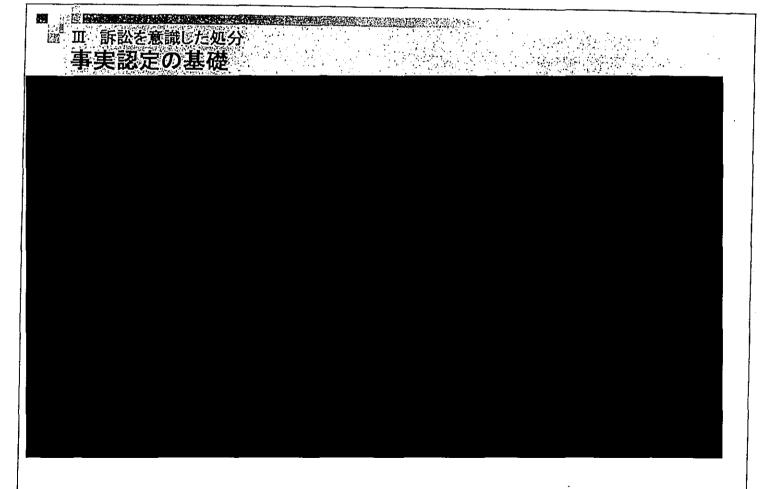
Ⅲ 訴訟を意識した処分 訴訟を意識した処分の必要性	資料2

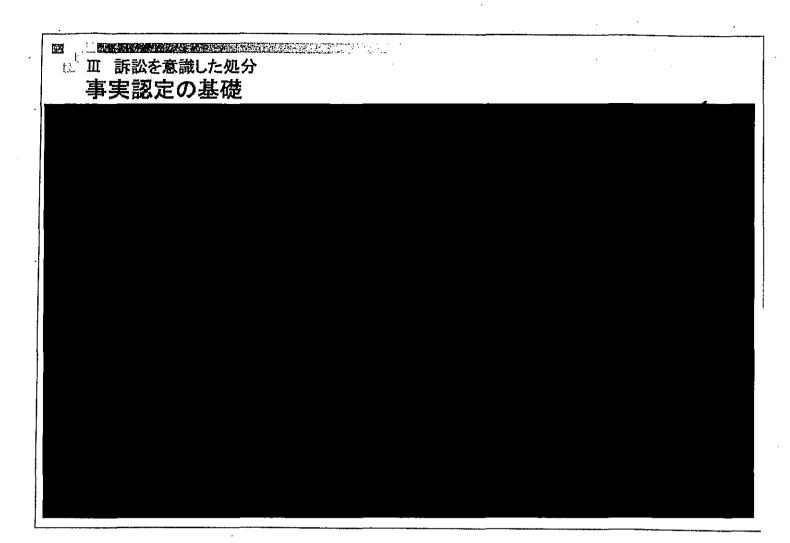
正・訴訟を意識した処分の必要性



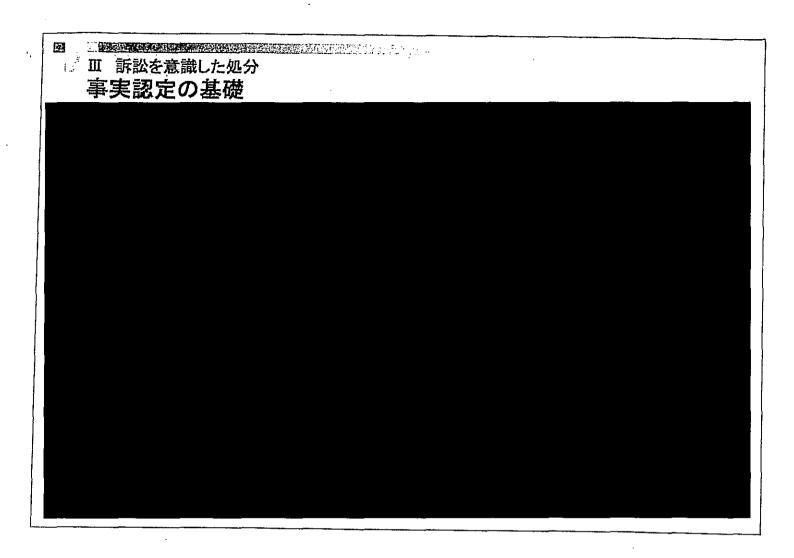
事実認定の基礎



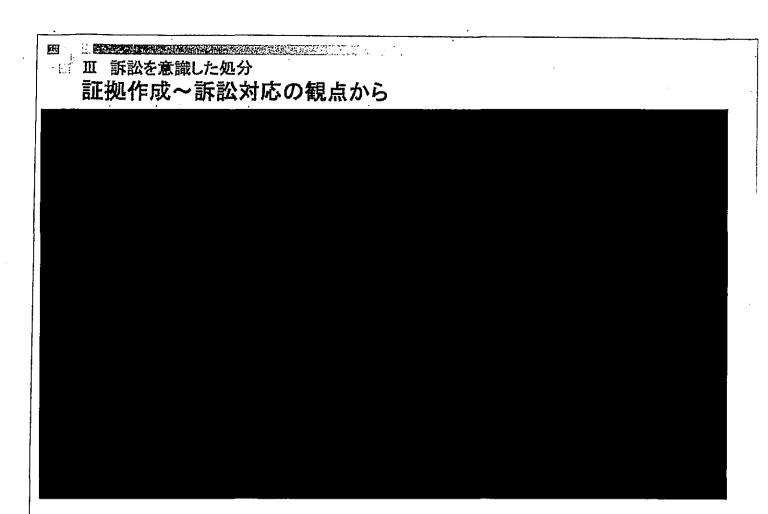




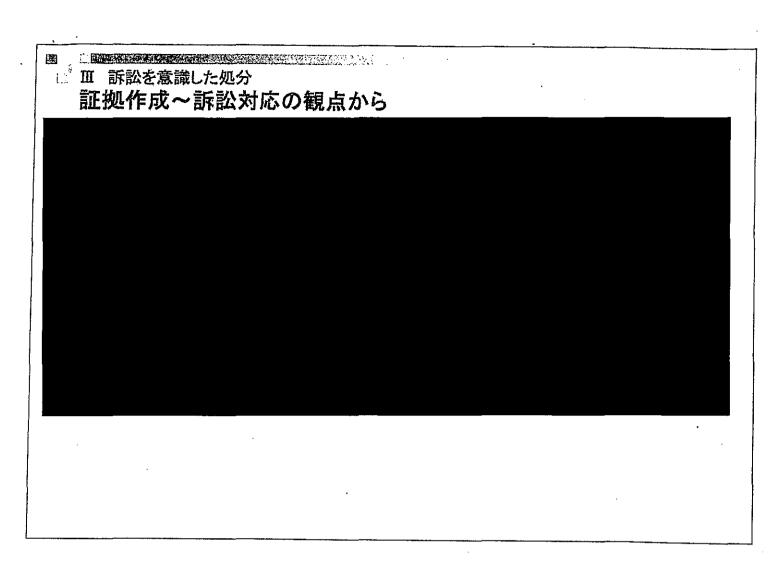
■ 正 訴訟を意識した処分 事実認定の基礎



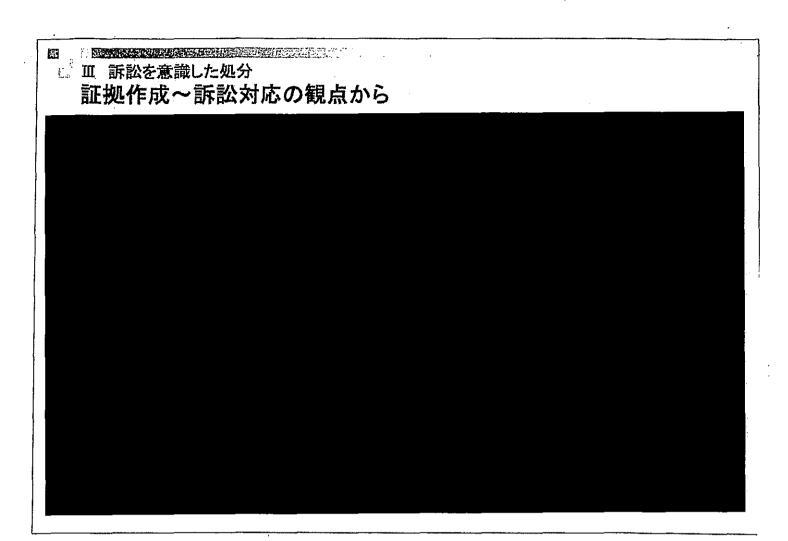
□ 訴訟を意識した処分
証拠作成~訴訟対応の観点から



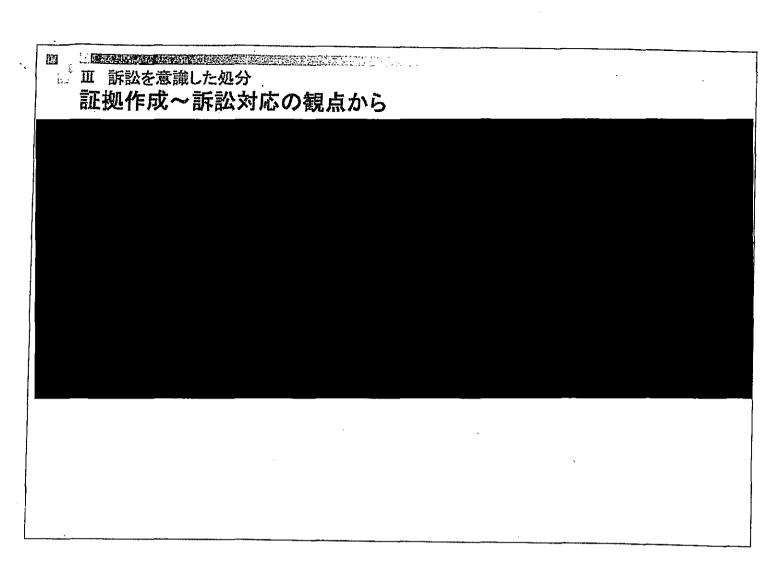
可訴訟を意識した処分
証拠作成~訴訟対応の観点から

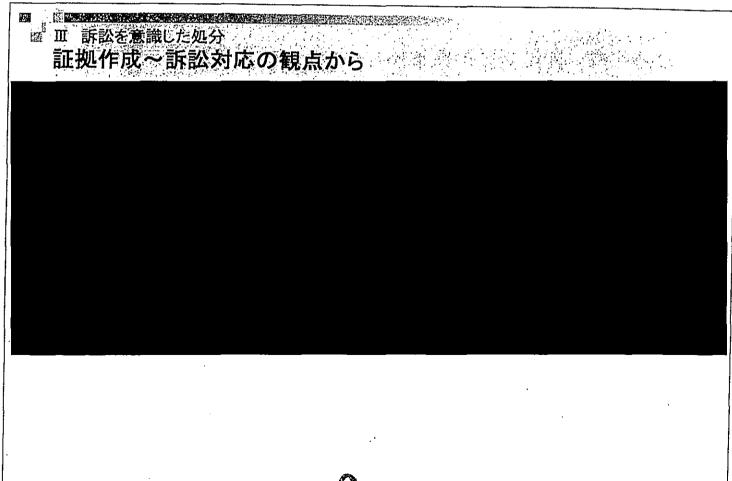


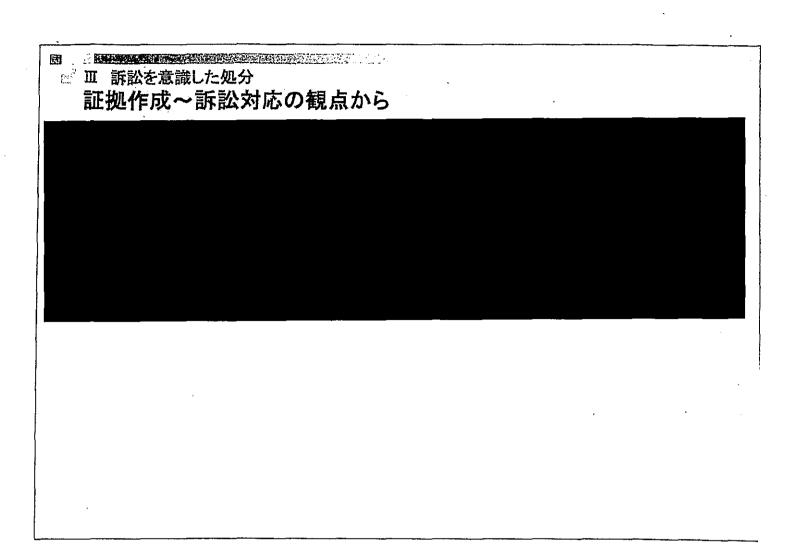
正誠を意識した処分
証拠作成~訴訟対応の観点から



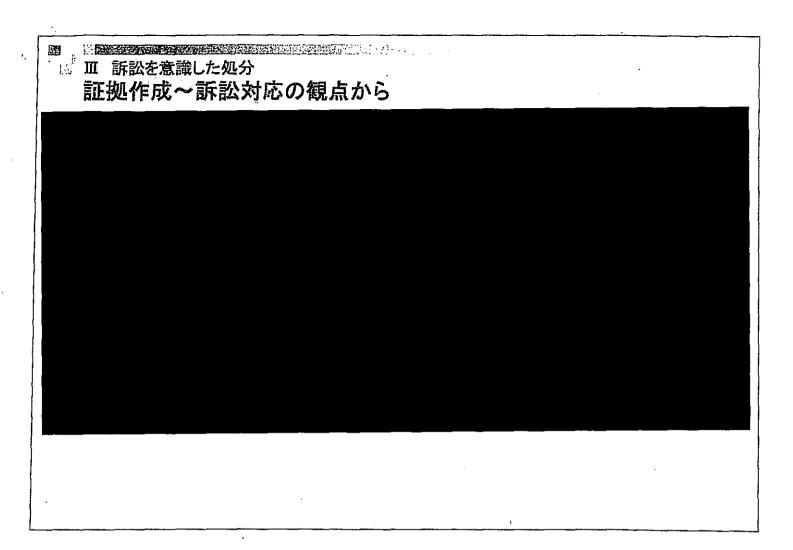
正拠作成~訴訟対応の観点から

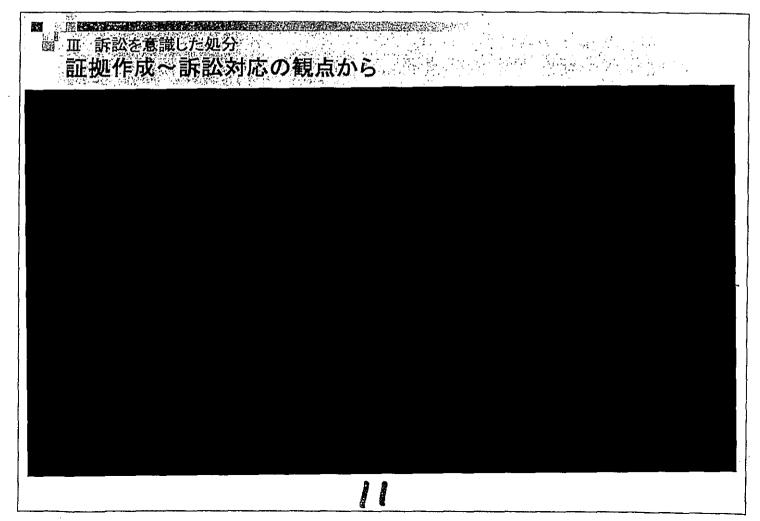


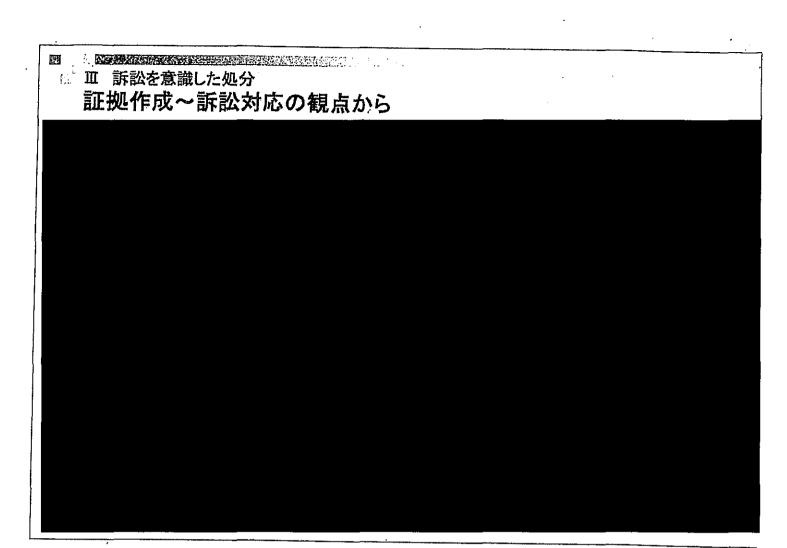




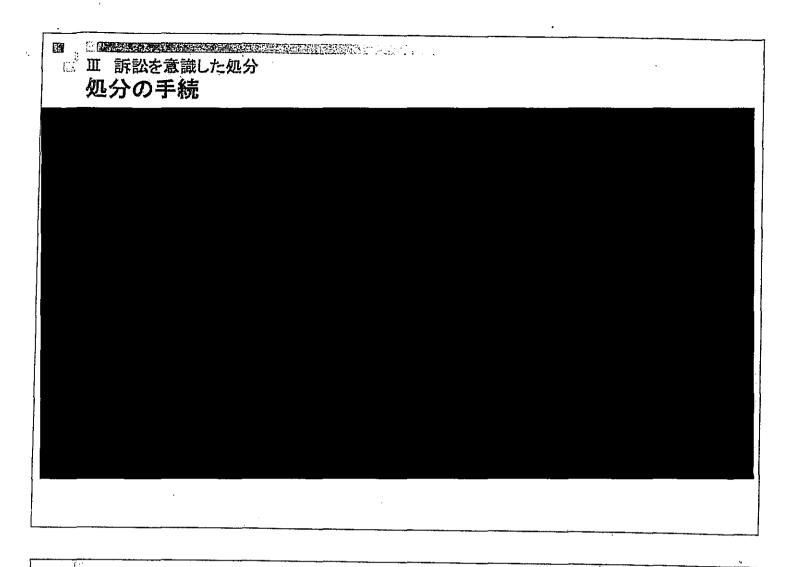
Ⅲ 訴訟を意識した処分 証拠作成~訴訟対応の観点から

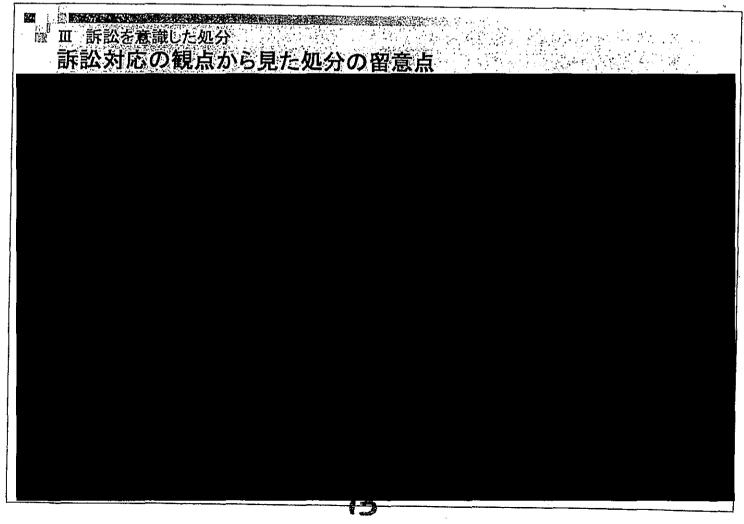


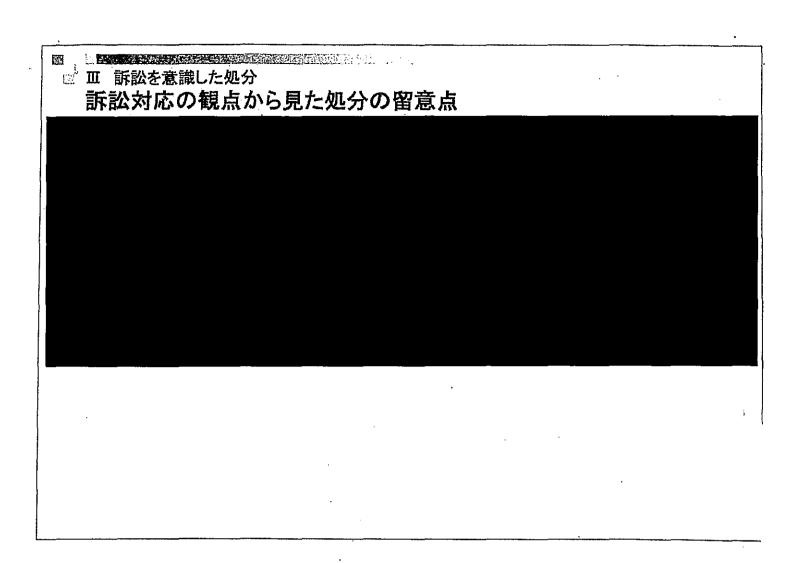




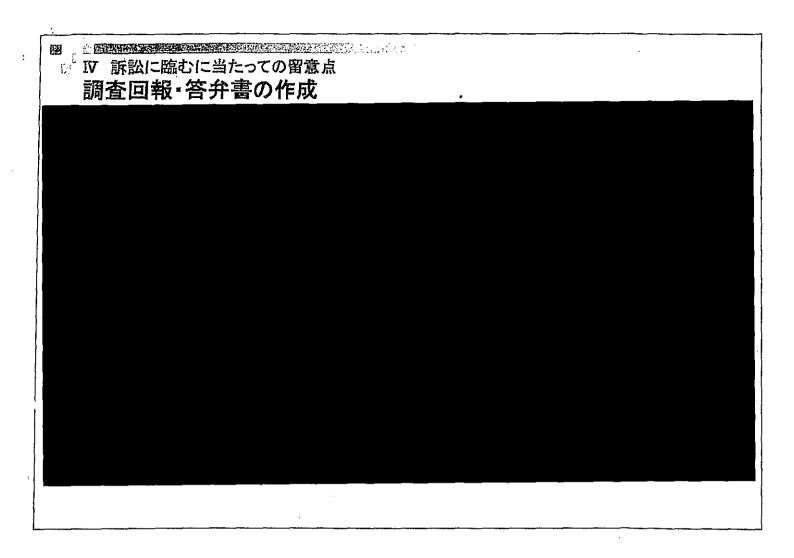
皿 訴訟を意識した処分 証拠作成~訴訟対応の観点から



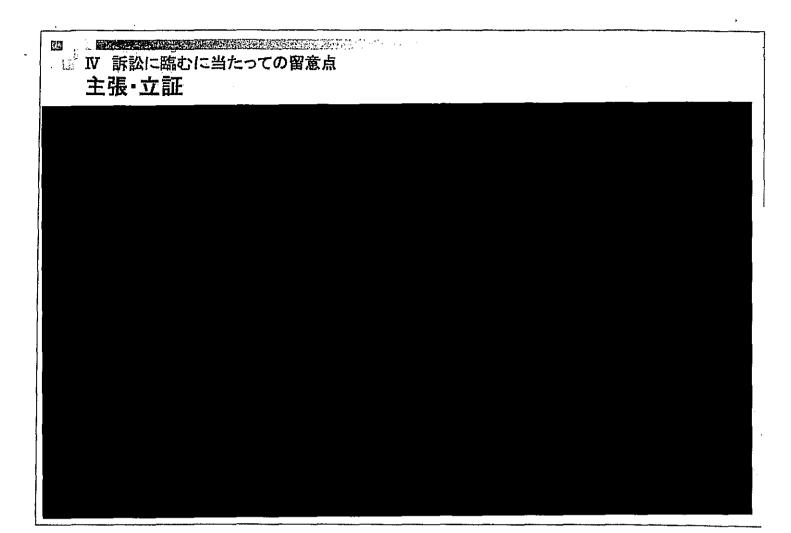




が 訴訟に臨むに当たっての留意点 訴訟対応一般



■ IV 訴訟に臨むに当たっての留意点 主張・立証



IV 訴訟に臨むに当たっての留意点 主張・立証



滋	睝	労働	鳥
144	3	ノルほハ	/8/

1 訟務処理体制についる	1	訟務	処理	体制	に	2	J١	7
--------------	---	----	----	----	---	---	----	---

(1)応訴方針検討会議の出席者(役職名、人数)		
	労災補償課長、主任地方労災補償監察官、地方職業病認定調査官	計3名	
	·		

②法務局協議における出席者(役職名、人数)

労災補償課長、地方職業病認定調査官 計2名

- 2 訴訟追行体制について
 - ①期日への出廷者(役職名、人数)

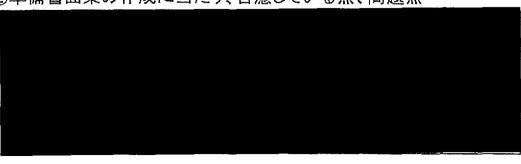
労災補償課長、地方職業病認定調査官 計2名

②進捗状況の把握・管理は、誰がどのように行っているのか。

労災補償課長が把握し、期日までにおける処理状況を確認しながら、随時、担 当者へ指示している。

- 3 準備書面案の作成について
 - ①法務局に提出するまでの確認(決裁)者

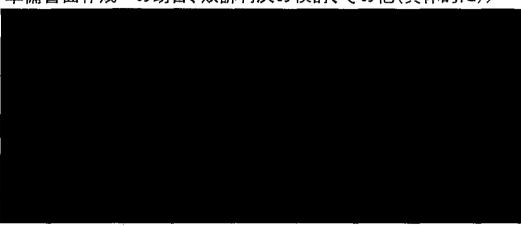
労災補償課長、主任地方労災補償監察官

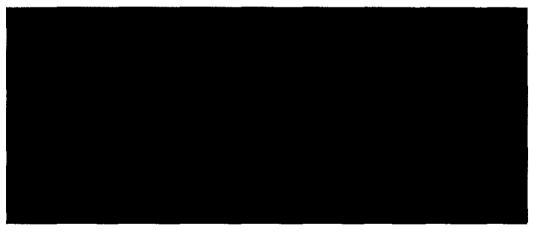


- 4 労災法務専門員の活用について
 - ①労災法務専門員への相談回数(出張相談を含む)(月〇回程度)



②労災訟務において、どのような場面で活用しているか。(応訴方針検討、準備書面作成への助言、敗訴判決の検討、その他(具体的に))



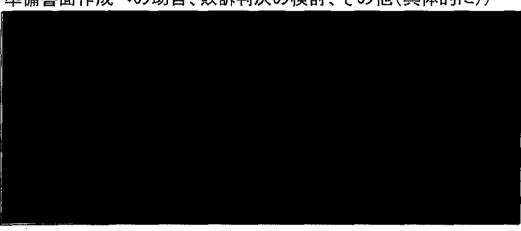


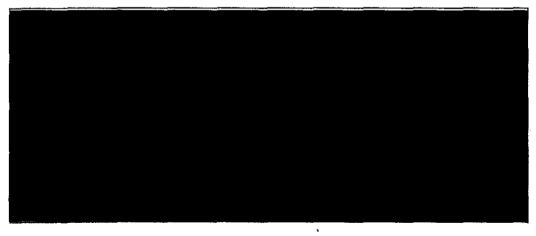
·	
京都労働局	-
1 訟務処理体制について	٠
①応訴方針検討会議の出席者(役職名、人数)	
労災補償課長 1名、労災補償監察官 1名、地方労災補償訟務官	1名
	·
②法務局協議における出席者(役職名、人数)	
労災補償課長 1名、労災補償監察官 1名、地方労災補償訟務官	1名
2 訴訟追行体制について	
①期日への出廷者(役職名、人数)	
労災補償課長 1名、地方労災補償訟務官 1名	
	,
②進捗状況の把握・管理は、誰がどのように行っているのか。	
訟務官が担当監察官、調整官、労災課長に書面の決裁等の際に報告しる。(法務局からの指示事項等については、労災課長に報告している)	てい
·	
3 準備書面案の作成について	
①法務局に提出するまでの確認(決裁)者	
訟務官→担当監察官→調整官→労災課長→基準部長	
②準備書面案の作成に当たり、苦慮している点、問題点	

- 4 労災法務専門員の活用について
 - ①労災法務専門員への相談回数(出張相談を含む)(月〇回程度)



②労災訟務において、どのような場面で活用しているか。(応訴方針検討、準備書面作成への助言、敗訴判決の検討、その他(具体的に))





大阪 労働局

- 1 訟務処理体制について
 - (1)応訴方針検討会議の出席者(役職名、人数)

労災補償課長, 労災補償監察官(該当署担当), 訟務係全員, 該当署労災次長または労災主務課長 8ないし9名

②法務局協議における出席者(役職名、人数)

|労災補償課長,地方労災補償訟務官等(主担当及び副担当),該当署労災次 |長または労災主務課長 |4ないし5名

- 2 訴訟追行体制について
 - ①期日への出廷者(役職名、人数)
 - 1, 第1回期日:地方労災補償訟務官等(主担当及び副担当), 該当署労災次 長または労災主務課長:3名
 - 2, 第2回以降の期日:地方労災補償訟務官等(主担当及び副担当):2名
 - 3, 判決言い渡し期日:地方労災補償訟務官等(主担当及び副担当), 該当署 労災次長または労災主務課長:3名
 - ②進捗状況の把握・管理は、誰がどのように行っているのか。

行政訴訟事件経過報告書等による書面による進捗状況を報告または口頭による情報交換等

担当訟務官等から訟務係全員→地方労災補償監察官(担当)→主任地方労災 補償監察官→労災管理調整官→労災補償課長→労働基準部長 ※該当署あて文書報告

- 3 準備書面案の作成について
 - ①法務局に提出するまでの確認(決裁)者

担当訟務官等→副担当者→労災補償課長→担当訟務官等→本省担当中央 労災補償訟務官→担当訟務官等→大阪法務局

②準備書面案の作成に当たり、苦慮している点、問題点	
	•
4 労災法務専門員の活用について	
①労災法務専門員への相談回数(出張相談を含む)(月〇回程度)	
②労災訟務において、どのような場面で活用しているか。(応訴方針検 準備書面作成への助言、敗訴判決の検討、その他(具体的に))	討、
5 医学音見書作成を体質できる医師の歴史のためにエナしたこと	
5 医学意見書作成を依頼できる医師の確保のために工夫したこと、 苦慮したこと	

兵庫	労働.	局
----	-----	---

1 訟務処理体制に

①応訴方針検討会議の出席者(役職名、	人数)

|労災補償課長·労災管理調整官·訟務官3名·労災法務専門員1名

②法務局協議における出席者(役職名、人数)

労災補償課長·訟務官2名(主副担当者)

- 2 訴訟追行体制について
 - ①期日への出廷者(役職名、人数)

訟務官2名(主副担当者)

②進捗状況の把握・管理は、誰がどのように行っているのか。

| 労災補償課長が,随時,期日経過報告に基づいて,法務局に指定された提出 | 期限前に決裁がまわってくるか確認を行っている。

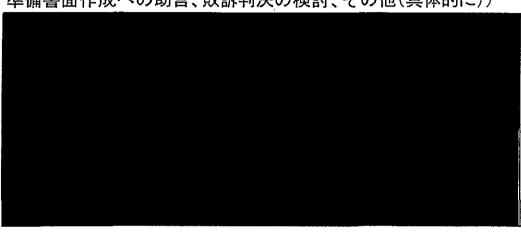
- 3 準備書面案の作成について
 - ①法務局に提出するまでの確認(決裁)者

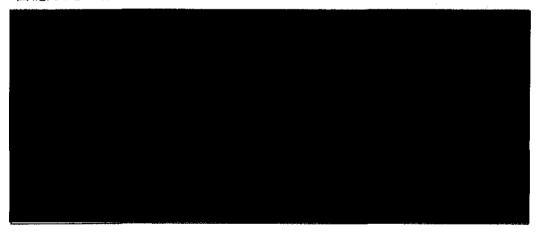
労災法務専門員·訟務官3·労災管理調整官·労災補償課長·労働基準部長

4	労災法務専	門員	の活用	について
---	-------	----	-----	------

①労災法務専門員への相談回数(出張相談を含む)(月〇回程度)

②労災訟務において、どのような場面で活用しているか。(応訴方針検討、 準備書面作成への助言、敗訴判決の検討、その他(具体的に))





奈	良	労働	局
~!~	12	ノノ(美力)	/45

- 1 訟務処理体制について
 - (1)応訴方針検討会議の出席者(役職名、人数)

局(3名) 労災補償課長 管理調整官 労災補償監察官

署(1名) 労災課長

②法務局協議における出席者(役職名、人数)

労働局(2名) 労災補償課長 労災補償監察官

監督署(1名) 労災課長

- 2 訴訟追行体制について
 - ①期日への出廷者(役職名、人数)

労働局(2名) 労災補償課長 労災補償監察官

監督署(1名) 労災課長

②進捗状況の把握・管理は、誰がどのように行っているのか。

労災補償課長と労災補償監察官が、直接把握・管理を行っている。

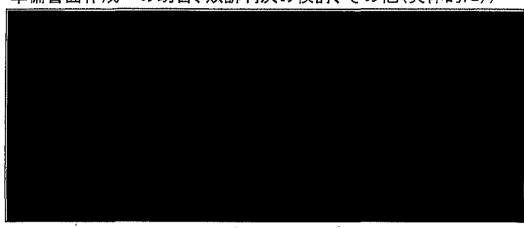
- 3 準備書面案の作成について
 - ①法務局に提出するまでの確認(決裁)者

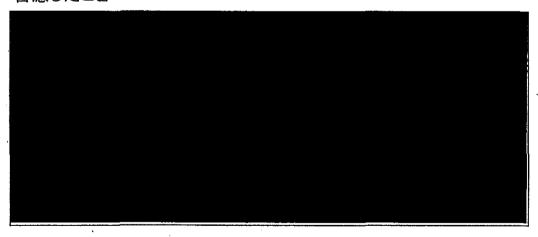
労災補償課長 管理調整官 労災補償監察官

4 労災	{法務專門	月員 の記	5用について	_
------	-------	-------	--------	---



②労災訟務において、どのような場面で活用しているか。(応訴方針検討、準備書面作成への助言、敗訴判決の検討、その他(具体的に))





和歌山 労働局

- .1 訟務処理体制について
 - ①応訴方針検討会議の出席者(役職名、人数)

基本的には、労災補償課長、労災管理調整官、労災補償監察官(2)の計4名で検討し、適宜、局長、労働基準部長に経過報告の上、意見を求めています。また、事案によっては、局長及び労働基準部長にも検討をお願いしています。

②法務局協議における出席者(役職名、人数)

労災補償課長 労災補償監察官(2) 計3名

- 2 訴訟追行体制について
 - ①期日への出廷者(役職名、人数)

労災補償課長 労災補償監察官(2) 計3名

②進捗状況の把握・管理は、誰がどのように行っているのか。

主担は労災補償監察官であるが、常に労災補償課長が監察官の補佐をしながら事案の処理を進めていいます。

- 3 準備書面案の作成について
 - ①法務局に提出するまでの確認(決裁)者

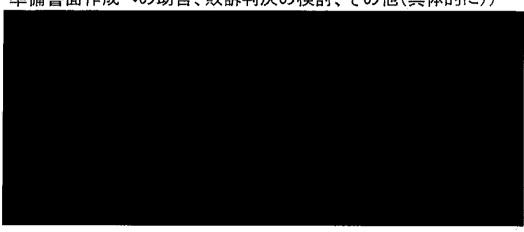
担当労災補償監察官 → 労災補償監察官 → 労災管理調整官 → 労災補償課長 → (労働基準部長) → (局長)

4	労災法務専	門員の	活用	について
		1 1 2 4 4 4	7 2 12 1 1 1 1	

①労災法務専門員への相談回数(出張相談を含む)(月〇回程度)



②労災訟務において、どのような場面で活用しているか。(応訴方針検討、準備書面作成への助言、敗訴判決の検討、その他(具体的に))





訟務担当者ブロック研修 協議事項(近畿ブロック)

		議題	判決文の検索システム
(大阪) 労働局	1	提理でけが記てい 案由る具にした。)	①現在, 各局の事件の判決文をデータにて送付して頂いているが, 同判決文を例えば, 「年度事件番号・事件名」「争点別分類」等による事例検索ができるようにできないかについて ②また, 法務局のシステムのように, 最高裁・高裁・地裁の各判決文(国の行政訴訟, 地公災または民事損害賠償関連)を検索できるようにできないかについて

		議題	準備書面等の検索システム
(大阪) 労働局	2	提案 理さ だけ的 に が が に い さ に い た い た い い い い い い い い い い い い い い い	①各局の準備書面等のデータ検索ができないかについ て ②判例時報等の検索ができないか

		議題	訴訟案件の情報共有について
(兵庫) 労働局	1	理由 (できる だけ具 体的に 記入し	新件が出たときに、本省に補503を報告した時点で類似した訴訟案件についてはすぐに教えてほしい。 各局は補503報告の際に事件名だけでなく、簡単な「〇〇病の上外」や「石綿疾患の時効」などタイトルに入力し、本省でもそれらのタイトルを入れて管理していれば、新件が報告された時点で担当官の記憶に頼らずに、機械的にすぐに類似事件がヒットして便利なのではないでしょうか。)

<u> </u>		T	<u></u>	
	·	議題	裁判所のホームページにある「裁判例情報」の利用につい て	i
(兵庫) 労働局	. 2	提理でだけの人だい。	検索方法について教示頂きたい。(キーワードでの検索・年 代検索でもなかなかヒットしない)	
<u> </u>				.(

	_		議題	準備書面作成における追加調査について	
	(奈良) 労働局	1	だけ具体的に	準備書面作成において、追加調査(関係者聴取、主治医意見)が必要となる場合がありますが、局または署のいずれにおいて実施されていますか。 奈良局の場合は、いずれにおいても職員が少ないことから、通常業務の負担となるところです。	
9					\bigcirc
			·		
		•	,		
					·
					•